

滑川町国土強靱化地域計画

令和4年3月

滑川町

目 次

第1章	はじめに	1
1-1	策定の背景	1
1-2	計画の位置づけ	1
1-3	計画期間	2
第2章	本町の現状と想定する災害.....	3
2-1	地理的・地形的特性	3
2-2	気候的特性	3
2-3	社会経済的特性	4
2-4	過去の災害	5
2-5	想定される災害.....	9
第3章	計画策定の基本的な考え方	14
3-1	基本方針	14
3-2	基本目標	14
3-3	事前に備える目標(行動目標).....	14
第4章	脆弱性評価.....	15
4-1	脆弱性評価の方法	15
4-2	「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」の設定	15
4-3	「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」別の脆弱性評価.....	17
第5章	施策分野別の強靱化に向けた方針	36
5-1	直近の災害の際に生じた主な課題.....	36
5-2	施策の設定	37
5-3	施策分野と「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」との関係.....	37
5-4	施策分野別の推進方針	39
5-5	施策の重点化	57
第6章	地域強靱化の推進に向けて	58
6-1	推進体制	58
6-2	総合振興計画との連動.....	58
6-3	進捗状況の把握と計画の見直し.....	58

第1章 はじめに

1-1 策定の背景

国では、東日本大震災の教訓を踏まえ、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」を公布・施行した。また、平成 26 年 6 月には、国の国土強靱化に係る他の計画の指針となる国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）が策定され、国全体で強靱化を進めていくための枠組みが整備された。

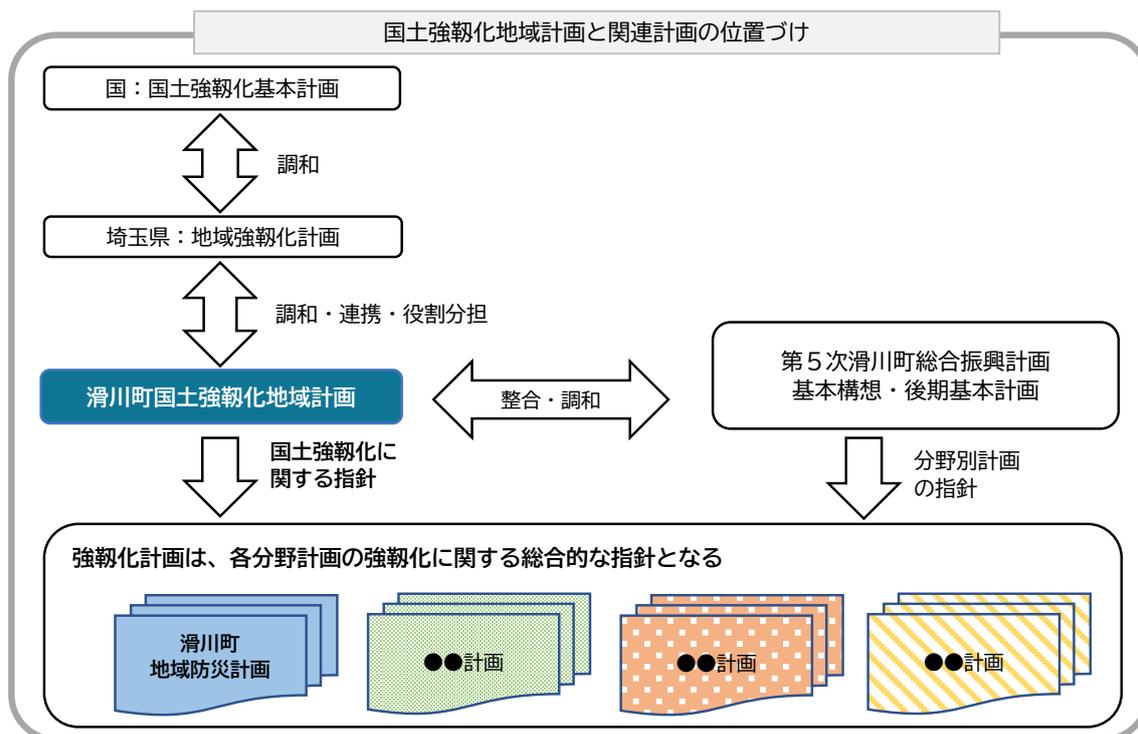
「国土強靱化」とは、従来の狭い意味での「防災」の範囲を超え、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応により、大規模自然災害への備えを進める視点として強く打ち出された理念である。国土や経済、地域社会が災害等にあっても致命的な被害を負わない「強さ」と、速やかに回復する「しなやかさ」を持つことを目指すものである。

埼玉県においても、平成 29 年 3 月に基本法第 13 条に基づく「埼玉県地域強靱化計画（以下「県計画」という。）」を策定し、県域での強靱化を推進している。

本町においても、大規模自然災害が発生した際に、町民の生命を最大限守り地域社会の重要な機能を維持する「強さ」と、生活・経済への影響、町民の財産及び公共施設の被害をできる限り軽減して迅速な復旧・復興ができる「しなやかさ」を持ち、町民の安全・安心を守るよう備えるため、「滑川町国土強靱化地域計画（以下「本計画」という。）」を策定する。

1-2 計画の位置づけ

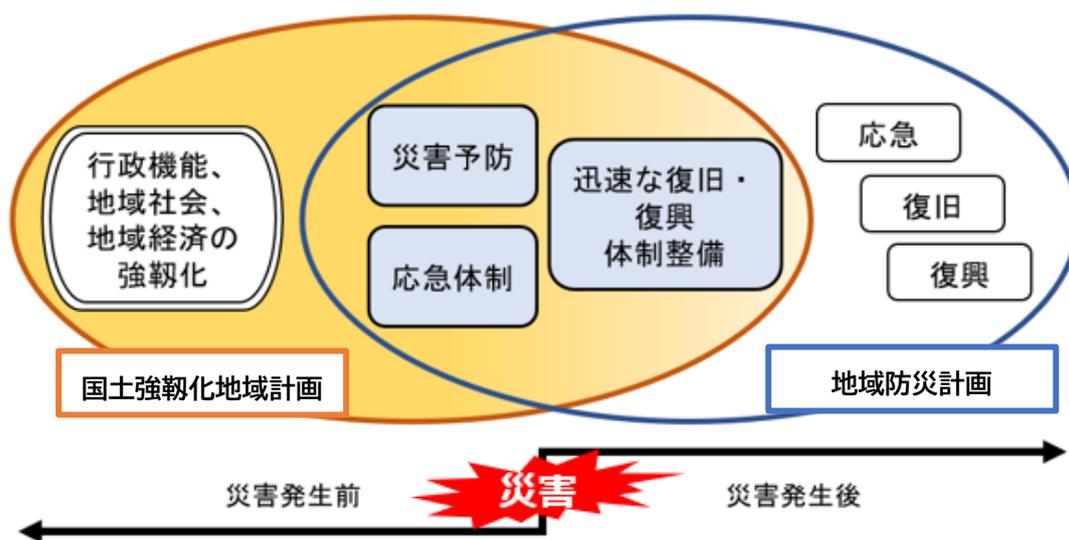
本計画は、基本法第 13 条に基づき策定するものであり、本町における国土強靱化に関し、基本計画や県計画、そして第 5 次滑川町総合振興計画との整合・調和を図りながら、大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧・復興に関する各種施策を総合的かつ計画的に推進する各分野別計画の指針とする。



本町の防災対策を定めた計画としては、災害対策基本法に基づいて策定された「滑川町地域防災計画」があり、震災、風水害等の災害リスク毎に応急対策、復旧対策について実施すべき事項が定められている。

一方、本計画は、災害リスク毎に対策を定めたものではなく、発災前における施策を対象とし、あらゆるリスクを見据え、いかなる事態が発生しようとも最悪の事態に陥ることを避けるべく、地域特性を考慮しつつ行政機能や地域社会、地域経済など、都市全体としての強靱化に関する総合的な指針である。

【参考：「国土強靱化地域計画」と「地域防災計画」比較のイメージ】



1-3 計画期間

本計画は、令和4年度を初年度とし、社会情勢等の変化や施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて見直し・改善を行うものとする。

第2章 本町の現状と想定する災害

2-1 地理的・地形的特性

(1)位置・面積

本町は、埼玉県のほぼ中央部、首都 60 km圏に位置している。東と南に東松山市、西に嵐山町及び北に熊谷市とそれぞれ隣接している。南北に 7.2km、東西に 4.8km、総面積は 29.68 km²の南北に長い長方形の形をしている。



資料：第5次滑川町総合振興計画(一部加工)

(2)地勢

全町域の 60%がなだらかな丘陵地から成り、北東部には国営武蔵丘陵森林公園が広がっている。のどかな農村地帯が広がる北部は、自然的な土地利用が主体となり、一方、南部は、土地区画整理事業による新しい住宅地や工業団地などが立地し、都市的な土地利用が主体となっている。

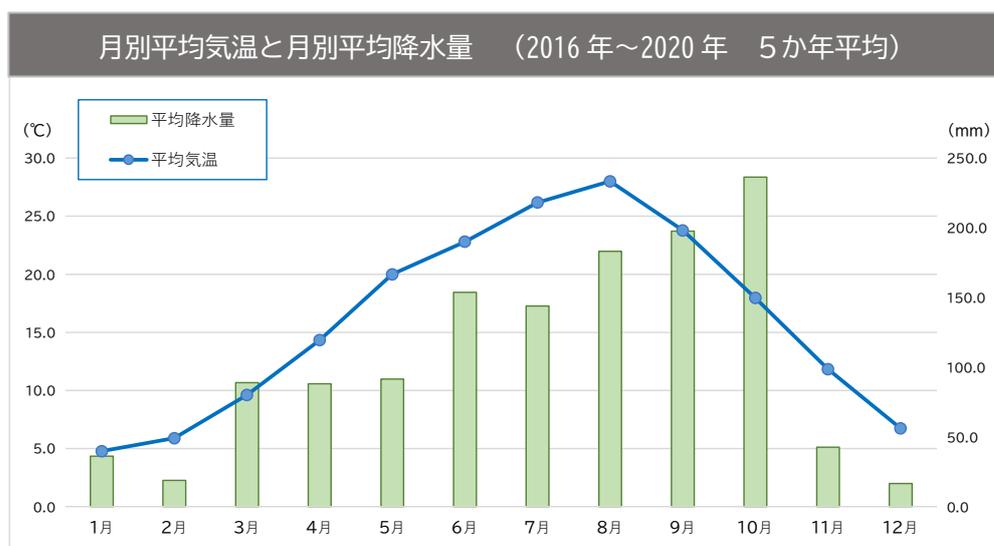
(3)河川・ため池

町の中央を滑川、南部を市野川と一級河川が流れている。河川の周辺地域は主に沖積低地で、一部には崖錐（がいすい）が見られる。また、滑川に合流する準用河川の中堀川も流れている。これらの河川には、随所に取水堰（しゅすいせき）が設けられ、用水路も多く存在する。

丘陵地に囲まれた地域には、谷津田が形成され、その上流部には水田の水源となる約 200 個のため池が点在している。

2-2 気候的特性

本町の気候は、内陸性の太平洋側気候で大きくは温帯性気候に属している。夏は高温多湿で雷雨が多く、冬は低温乾燥で北西の季節風が強く晴天の日が多いのが特徴で、年間の寒暖の差が大きい気候となっている。



資料：気象庁 熊谷地方気象台

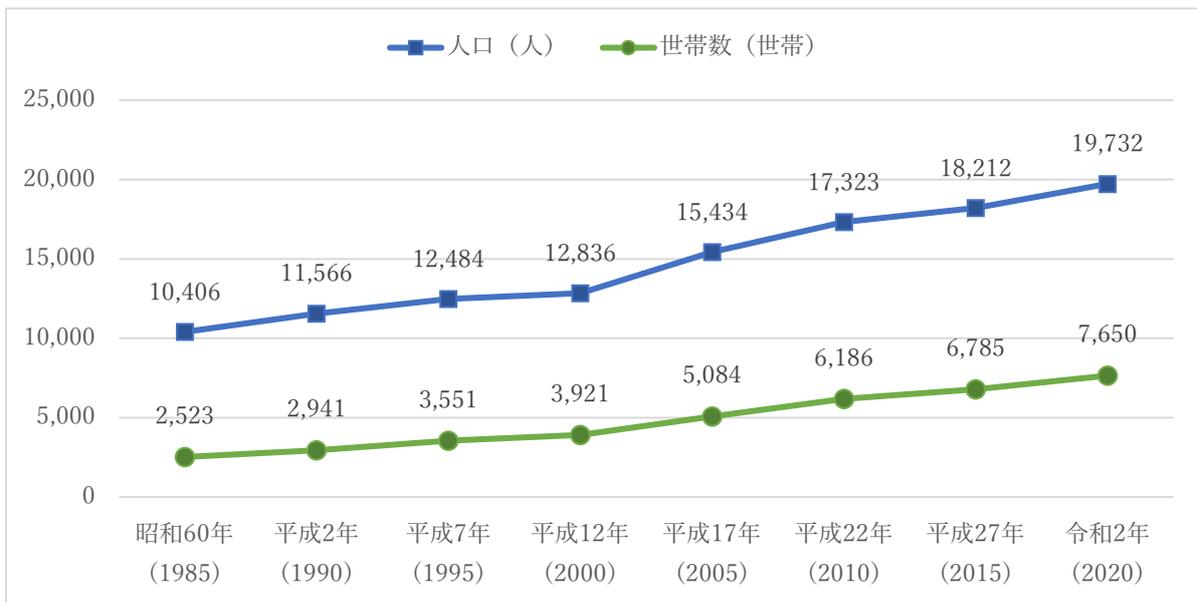
2-3 社会経済的特性

(1)人口

本町の人口と世帯数は、東武東上線つきのわ駅の開業（平成14年）や月輪土地区画整理事業（平成21年竣工）に伴う宅地整備の進捗などにより増加傾向が続いている。

■人口と世帯数の推移

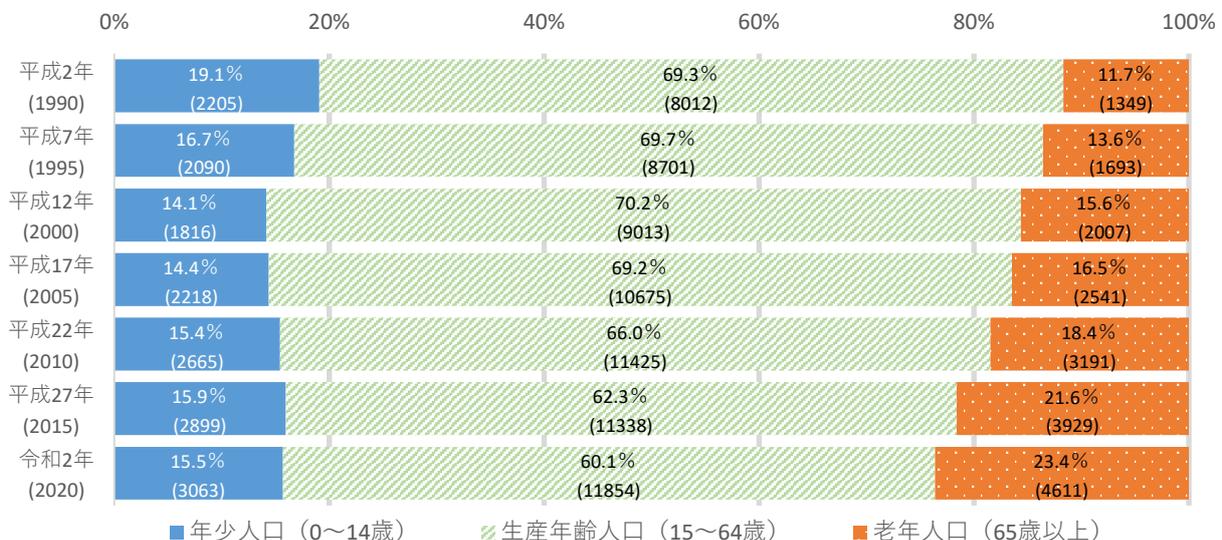
	昭和60年 (1985)	平成2年 (1990)	平成7年 (1995)	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)
人口(人)	10,406	11,566	12,484	12,836	15,434	17,323	18,212	19,732
世帯数(世帯)	2,523	2,941	3,551	3,921	5,084	6,186	6,785	7,650



資料：国勢調査

年齢3区別の人口の推移をみると、老年人口の割合は一貫して増加している。年少人口の割合は平成17年から増加に転じている。生産年齢人口は増加が続いているものの、割合は減少傾向をみせている。

■年齢3区別人口・割合の推移



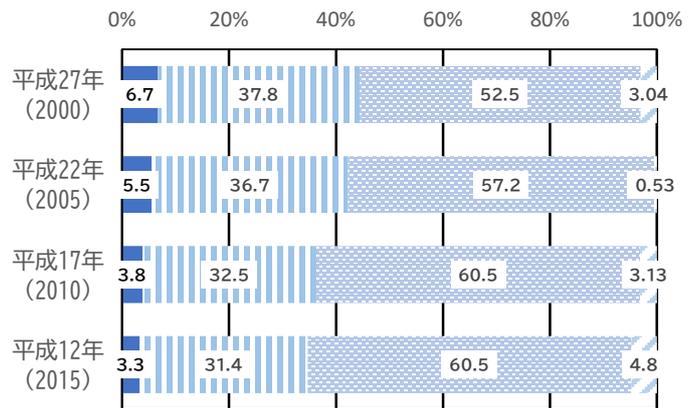
資料：国勢調査

(2)産業

産業別の就業人口をみると、第1次産業は減少を続け、第2次産業については微増減を繰り返しているが、平成17年の2,878人からは減少しており、平成27年には2,815人となっている。

第3次産業は、増加の一途をたどっており、平成12年には3,482人だった就業者が、平成27年には5,417人となっている。

■産業別就業構成比の推移

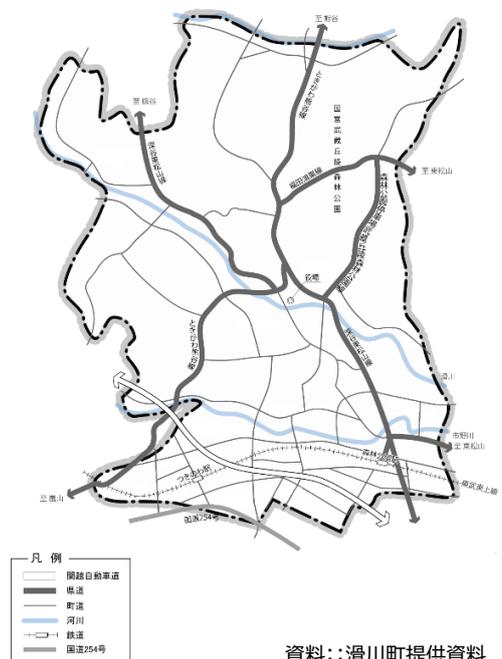


(3)交通

本町の主要道路として、主要地方道深谷東松山線、一般県道ときがわ熊谷線、福田鴻巣線等がある。地域の幹線道路となる1・2級町道、その他町道で町内の道路網が構成されている。さらに、広域の幹線道路として関越自動車道が通り、東松山インターチェンジや嵐山小川インターチェンジから都心方面や群馬・新潟方面に向かうことができる。また、国道254号のバイパスも通っており、周辺都市との連絡網が順調に整備されてきている。

本町には森林公園駅とつきのわ駅の2つの駅から都心方面へ直結する東武東上線が通っている。広域的な移動の利便性を高めるため、北部地区と南部地区とを結ぶ新交通の導入促進に向けて、引き続き検討を続けていく必要がある。

■第1次産業 ■第2次産業 ■第3次産業 ■分類不能
資料：国勢調査(一部加工)



資料：滑川町提供資料

2-4 過去の災害

本町では、これまで地震、台風、集中豪雨等の風水害、大雪等を経験している。本町における過去の災害は次のとおりである。

(1)風水害等

昭和30年以降の本町における過去の災害状況をみると、その原因は台風、降ひょう又は集中豪雨を伴った雷雨及び火災に大別されるが、主な被害内容は次のとおりである。

■風水害、大雪等

西暦(和暦)	cd種別	主な被害
1956.4.30 (昭和31年)	晩霜	【町内の被害】 桑園に多大な被害が発生。
1958.7. (昭和33年)	早ばつ	【町内の被害】 作付け不能水田の被害が発生。

1959.9.26 (昭和 34 年)	台風 15 号 (伊勢湾台風)	ほぼ全国にわたって甚大な被害を及ぼした。 熊谷气象台では、最大瞬間風速 31.6m/s を記録。 【町内の被害】 家屋倒壊等住家に多大の被害が出る。
1966.9.25 (昭和 41 年)	台風 26 号	県内全域に死者 28 名、床上浸水 6,699 戸、家屋被害、土砂崩れなど、人的、物的に大きな被害をもたらす。被害は記録的な暴風による家屋倒壊が大きかった。 熊谷气象台では、最大瞬間風速 41.0m/s を記録。 【町内の被害】 農作物等に多大の被害が発生。
1982.7.31~8.2 (昭和 57 年)	台風 10 号	死者 4 名、床上浸水 151 戸等、県内全域に風と雨による被害が続出。 【町内の被害】災害対策本部設置 住家一部破損 31戸 住家床下浸水 7戸 道路被害 27箇所
1982.9.11~9.12 (昭和 57 年)	台風 18 号	死者 1 名、床上浸水 13,760 戸等、平野部を中心に県内全域に大きな被害が発生。 【町内の被害】災害対策本部設置 住家一部破損 1戸 住家床上浸水 30戸 住家床下浸水 63戸 道路被害 78箇所 ため池の決壊 3箇所(中尾の入沼、上沼、上福田の耕作沼)
1999.8.14~8.15 (平成 11 年)	大雨	県内全域に大雨による被害が発生した。 【町内の被害】 住家床上浸水 1戸 住家床下浸水 11戸 市野川の氾濫、道路冠水など大きな被害をもたらす。
2011.7.19~7.20 (平成 23 年)	台風6号	県内では、熊谷市で 19 日 03 時から 20 日 19 時までの総雨量が 238.0 mm を観測したほか、ときがわ町でも 288.0 mm を観測した。 この影響で1名の負傷者のほか、床上・床下浸水、道路冠水などの被害が発生した。 【町内の被害】 ・非住宅3棟床下浸水 ・道路冠水6か所

<p>2013.9.16 (平成 25 年)</p>	<p>突風</p>	<p>大型の台風 18 号が関東地方に接近した9月 16 日未明、滑川町福田地区から熊谷市東別府地区にかけて発生した突風で、気象庁では竜巻の可能性が高いと判断している。被害の範囲は長さが13km、幅は200mで、この竜巻の強さは、藤田スケール※1で「F1」と推定された。</p> <p>【町内の被害】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住家一部損壊 10 棟 ・非住家一部損壊3棟 ・その他4件 																																	
<p>2014.2.8,14,15 (平成 26 年)</p>	<p>大雪</p>	<p>急速に発達しながら進んだ低気圧の影響で、関東甲信は2月8日(土)、記録的な大雪となった。さらに翌週の2月 14 日(金)朝から 15 日(土)にかけて激しく雪が降り、県内全域に大雪警報が発令され、熊谷市では 62 cmの積雪を記録し、観測を始めた 1954 年以来、最高となった。滑川町でも 60 cmを超える大雪となり、町内では雪の重みでカーポートなどが押しつぶされる被害が相次いだほか、ごみの収集中止、幼稚園及び小・中学校の休校など、様々な影響が及んだ。</p> <p>【町内の被害】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人的被害(救急搬送) 転倒事故4件、車両事故2件 ・住宅等被害 <table border="1" data-bbox="579 1066 1378 1294"> <tr> <td rowspan="2">件数 (世帯数)</td> <td>住家</td> <td>屋根</td> <td>ベランダ・テラス</td> <td>アンテナ</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td></td> <td>365</td> <td>117</td> <td>146</td> <td>95</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"></td> <td>非住家</td> <td>カーポート</td> <td>車</td> <td>物置</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td></td> <td>396</td> <td>264</td> <td>218</td> <td>122</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・農業施設等被害 <table border="1" data-bbox="579 1344 1378 1487"> <tr> <td rowspan="2">件数 (世帯数)</td> <td>倉庫等</td> <td>施設等</td> <td>トンネルハウス</td> <td>ハウス</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>7</td> <td>6</td> <td>51</td> <td>12</td> </tr> </table>	件数 (世帯数)	住家	屋根	ベランダ・テラス	アンテナ	その他		365	117	146	95		非住家	カーポート	車	物置	その他		396	264	218	122	件数 (世帯数)	倉庫等	施設等	トンネルハウス	ハウス	その他	15	7	6	51	12
件数 (世帯数)	住家	屋根		ベランダ・テラス	アンテナ	その他																													
		365	117	146	95																														
	非住家	カーポート	車	物置	その他																														
		396	264	218	122																														
件数 (世帯数)	倉庫等	施設等	トンネルハウス	ハウス	その他																														
	15	7	6	51	12																														
<p>2015.9.9~10 (平成 27 年)</p>	<p>大雨被害</p>	<p>台風 18 号から変わった低気圧に流れ込む南よりの風、後には台風 17 号の周辺から南東風が主体となり、湿った空気が流れ込み続けた影響で、多数の線状降水帯が次々と発生し、関東地方と東北地方では記録的な大雨となった。</p> <p>町においても、市野川が濁流と化し、水位が上昇し橋桁まで達したため、消防・警察と連携し、羽平橋の一部区間を通行止めにするなどの被害が生じた。</p> <p>【町内の被害】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難者2名 ・道路冠水 15 件 ・法面土砂崩れ3件(円正寺南、滑川環境保全付近道路、山田東松山市境) ・通行止め2箇所(羽平橋、中村商店付近) 																																	

※1 藤田スケール：竜巻（トルネード）を強度別に分類する等級

<p>2019.10.12 (令和元年)</p>	<p>台風19号 (令和元年 東日本台風)</p>	<p>10月6日に南鳥島近海で発生した台風19号は、12日19時前に大型で強い勢力で伊豆半島に上陸した。その後、関東地方を通過し、13日12時に日本の東で温帯低気圧に変わった。</p> <p>町においては、総雨量が293.0mmを観測し、床下浸水、倒木や道路冠水などの被害が発生した。</p> <p>【町内の被害】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難者 25世帯 71名(避難所 9箇所開設(内2箇所は自主防災会による開設)) ・倒木 21箇所 ・法面崩落 5箇所 ・冠水 15箇所 ・通行止め 11路線 ・床下浸水 3件
------------------------------	-----------------------------------	---

資料:滑川町地域防災計画(一部加工)

(2)地震災害

町周辺及び県に被害を及ぼした地震は次のとおりである。

■地震災害

西暦(和暦)	震源地(地域)/地震名(災害名)	M	主な被害
<p>1894.6.20 (明治27年)</p>	<p>東京湾北部/明治東京地震</p>	<p>7</p>	<p>東京の下町と神奈川県横浜市、川崎市を中心に被害をもたらした。</p> <p>【県内の被害】</p> <p>南部で被害があった。飯能では山崩れ幅350間約630mあり、鳩ヶ谷で土蔵の崩壊10、家屋破損5、川口で家屋・土蔵の破損25。南平柳村で家屋小破50、土蔵の大破3、水田の亀裂から泥を噴出した。鴻巣や菖蒲では亀裂が多く泥を噴出し、荒川・江戸川・綾瀬川筋の堤に亀裂を生じた。</p>
<p>1894.10.7 (明治27年)</p>	<p>東京湾北部</p>	<p>6.7</p>	<p>芝区桜川町・赤坂溜池・下谷御徒町で建物の屋根や壁に小被害。南足立部小台村は震動やや強く、練瓦製造所の煙突が3本折れ、屋根、壁等小破多数。</p>
<p>1923.9.1 (大正12年)</p>	<p>神奈川県相模湾北西沖/ 関東地震(関東大震災)</p>	<p>7.9</p>	<p>神奈川県を中心に千葉県・茨城県から静岡県東部までの内陸と沿岸の広い範囲に甚大な被害をもたらした。</p> <p>振動による建物の倒壊のほか、液状化による地盤沈下、崖崩れ、津波による被害が発生した。地震の発生時刻が昼食の時間帯と重なったことから火災も発生し、多数の犠牲者が出た。</p> <p>【県内の被害】</p> <p>死者・行方不明者411名、負傷者497名、家屋全壊9,268棟。県内のほぼ全域で震度5~6の揺れ。</p>

1931.9.21 (昭和6年)	埼玉県大里郡寄居町付近／西 埼玉地震	6.9	【県内の被害】 死者 11 名、負傷者 114 名、住家全壊 63 棟。 震源の深さは 3km とたいへん浅く、県内の広い範囲で震度 5 程度の揺れとなり、県中部・北部の荒川・利根川沿いの地盤の軟らかい地域を中心に被害が生じた。地面の亀裂、地下水や土砂の噴出、井戸水の濁りなどが広い範囲で見られ、火災も発生した。 この地震は、関東平野北西縁断層帯で発生した可能性が指摘されている。
1968.7.1 (昭和 43 年)	埼玉県中部／ 埼玉県中部地震	6.1	深さが 50km のため、規模の割に小被害で済んだ。東京で負傷者 6 名、家屋一部破損 50 棟、非住家被損 1 棟、栃木で負傷者 1 名。
2011.3.11 (平成 23 年)	太平洋三陸沖／東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)	9	宮城県牡鹿半島の東南東沖 130km の海底を震源とした海溝型地震で、日本における観測史上最大の規模を記録した。震源域は岩手県沖から茨城県沖までの南北約 500km、東西約 200km の広範囲(およそ 10 万 km ²)に及び、震源域に近い東北地方の太平洋岸では大規模な津波も発生した。地震動は宮城県北部で震度 7 を観測した地域もあり、本州・東日本の広範囲で強く揺れ、関東地方では液状化現象も多発した。この地震による死者・行方不明者は 1 万 9 千人に上る。 【町内の被害】 震度 4 を観測、被害状況は以下のとおり。 ・住宅被害一部破損 56 棟(屋根ぐし、瓦) ・非住宅 32 棟(屋根ぐし、瓦) ・ブロック塀 1 か所 ・墓石倒壊 16 件 また、福島第一原子力発電所事故によって放射性物資が拡散したため、本町においても放射性物質測定などを行っている。 さらに、計画停電などにより、様々な混乱が生じることとなった。

資料:滑川町地域防災計画(一部加工)

2-5 想定される災害

近年、地球温暖化の影響による台風の大型化やゲリラ豪雨の頻発化をはじめ、首都直下地震等の大規模地震の懸念、新たなウイルスなど様々な脅威に対応できる備えが求められている。

本町においても、災害の発生前から対策を講じる事前防災・減災の推進、地域単位での自助・共助の強化、適切な感染症対策といった、強靱な地域の形成や危機的事態への的確なリスク対応の見直しが急務となっている。

(1) 想定する大規模自然災害の範囲

本町で被害が生じる大規模自然災害を想定することとし、雨による浸水害、土砂災害、梅雨による水害、局地的集中豪雨による水害、台風、雪害、地震を対象とする。

(2)風水害等

近年は、日本各地で短時間に局地的に降る集中豪雨による被害が多発している。本町では、河川の整備により、大雨による洪水等の水害の危険性は軽減が図られている。しかし、町民等の生命又は身体に危害が生じる恐れがあると認められる場合に指定される土砂災害特別警戒区域が点在している。また、滑川町にはかんがい用のため池が数多く分布し、築造年度又は改修年度が古いことなどにより、ため池及びその付帯施設が老朽化し、堤防等の決壊で被害が発生する恐れがある。水害や土砂災害は気象災害の一部である降雨災害（降雨が多いための災害）に含まれる。これら以外で、本町で生じうる気象災害としては、風災害、大気乾燥、渇水・干害、猛暑害（熱中症や機能低下等の疾病、自然発火、農業被害）、雷害、雪害、ひょう害などが挙げられる。

■本町で想定される風水害等

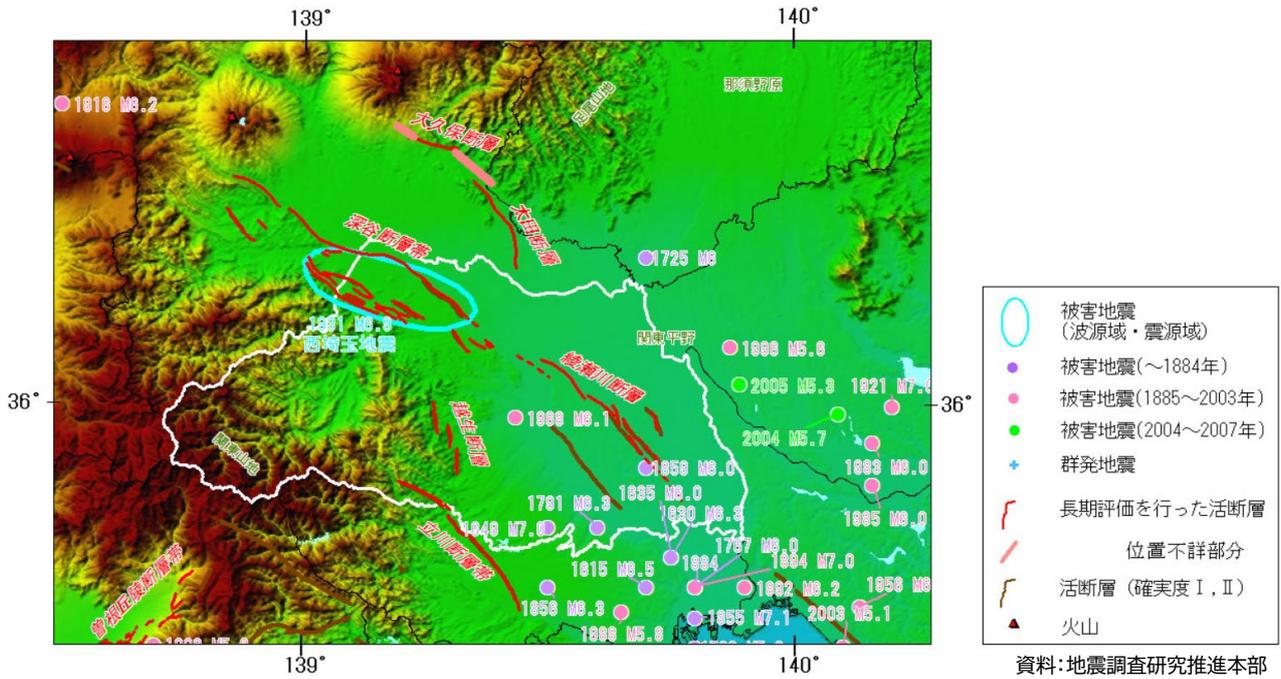
大雨災害	浸水害、土砂災害
その他の降雨災害	土壌浸食災害、長雨災害(腐食・疫病蔓延)、大気乾燥(火災・疾病誘発)、渇水・干災害(用水不足・塩害)
風災害	風力による破壊災害、飛砂・風塵による災害、フェーン現象(自然発火)、乱気流(航空機事故等)、拡散気流(大気汚染・悪臭等)、竜巻(旋風)
雪害	積雪災害(交通途絶、孤立集落)、雪圧災害(構造物破壊、農作物損耗)、雪崩災害、着雪・着氷災害(架線切断)、吹雪災害(列車事故)
酷寒(気温低下)災害	凍土(路盤破壊)、凍傷(人体障害)、冷害(農作物被害)
酷暑(気温上昇)災害	膨張破壊(レール膨張の列車事故、コンクリート亀裂)、自然発火(山林火災、木造家屋火災)、疾病(熱中症・機能低下)
霜害	農作物被害
ひょう害	人体被害、建造物・構造物破損、農作物被害、通信網途絶
雷害	人体被害、建造物・構造物火災、電子機器破損
霧害	交通視界困難
湿度害	疾病

資料：滑川町地域防災計画

(3)地震災害

平成 25 年 11 月に公表された埼玉県地震被害想定調査では、県内に甚大な影響を及ぼす可能性のある地震の震度分布や建物倒壊、火災延焼、死者数等の被害量を予測されている。

県内には複数の活断層が確認されており、本町周辺では、熊谷市（旧 江南町）柴付近に、関東平野北西縁断層帯主部の一つである「江南断層」が、小川町中爪付近では、「菅谷－今市断層」が間近を走っている。また、県北部から東部にわたる「関東平野北西縁断層帯」は、「深谷断層」をはじめとする「関東平野北西縁断層帯主部」と平井断層をはじめとする「平井－櫛挽断層帯」から構成されており、それぞれの断層帯が一つの区間として活動する場合、大規模な地震が発生する恐れがある。



本町で想定される地震は、国の中央防災会議や地震調査研究推進本部の最新の成果を参考とし、海溝型の東京湾北部地震、茨城県南部地震、元禄型関東地震、そして、活断層型の関東平野北西縁断層帯地震、立川断層帯地震とする。

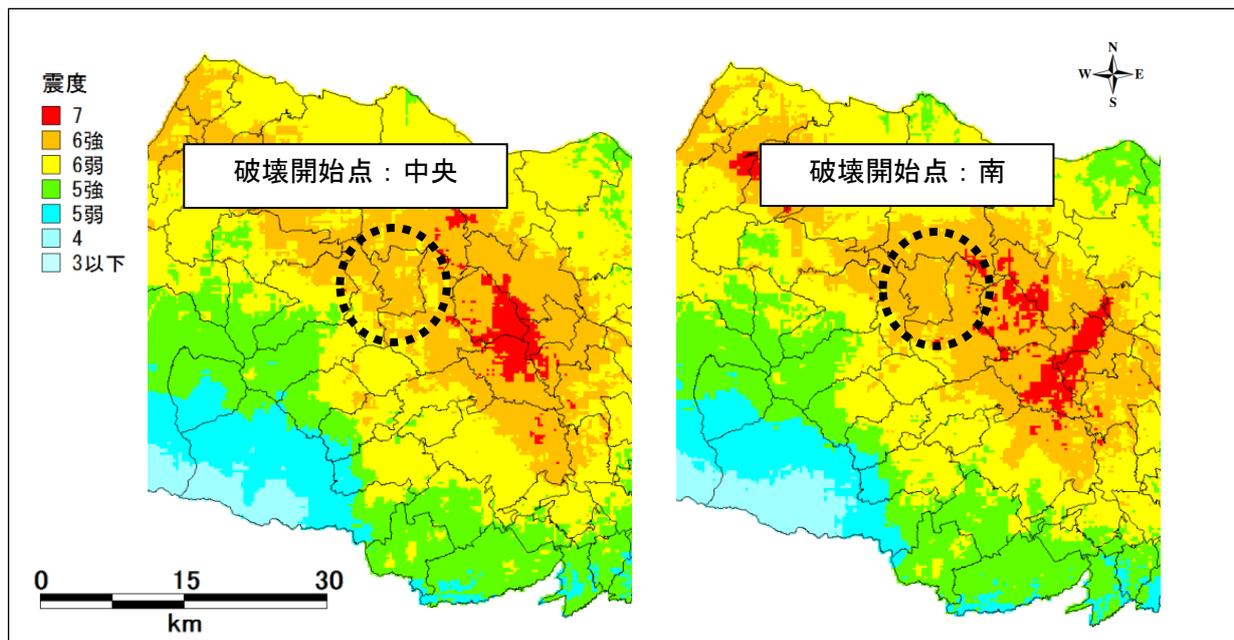
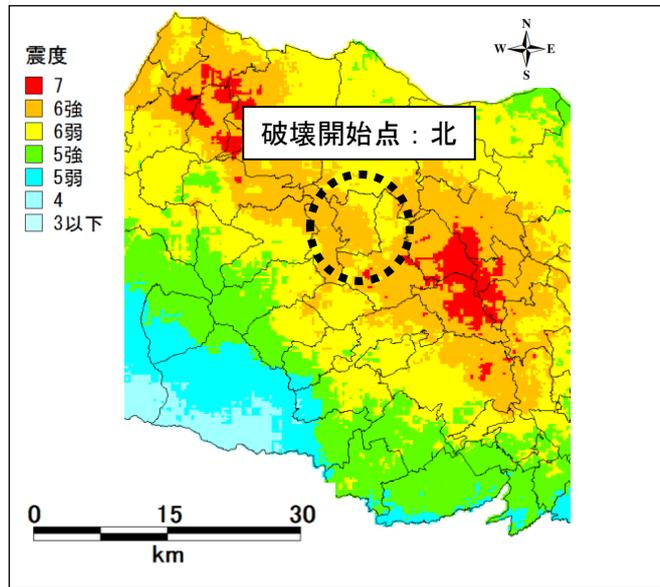


想定地震での本町の最大震度は、震度4から震度5強と予測されているが、中でも「関東平野北西縁断層帯地震」は震度6強にまで至ると予測される。

■ マグニチュード及び最大震度

	マグニチュード	町内の最大震度
東京湾北部地震	7.3	5弱
茨城県南部地震	7.3	5弱
元禄型関東地震	8.2	5弱
関東平野北西縁断層帯地震		
破壊開始点:北	8.1	6強
破壊開始点:中央	8.1	6強
破壊開始点:南	8.1	6強
立川断層帯地震		
破壊開始点:北	7.4	5強
破壊開始点:南	7.4	5強

■ 関東平野北西縁断層帯地震

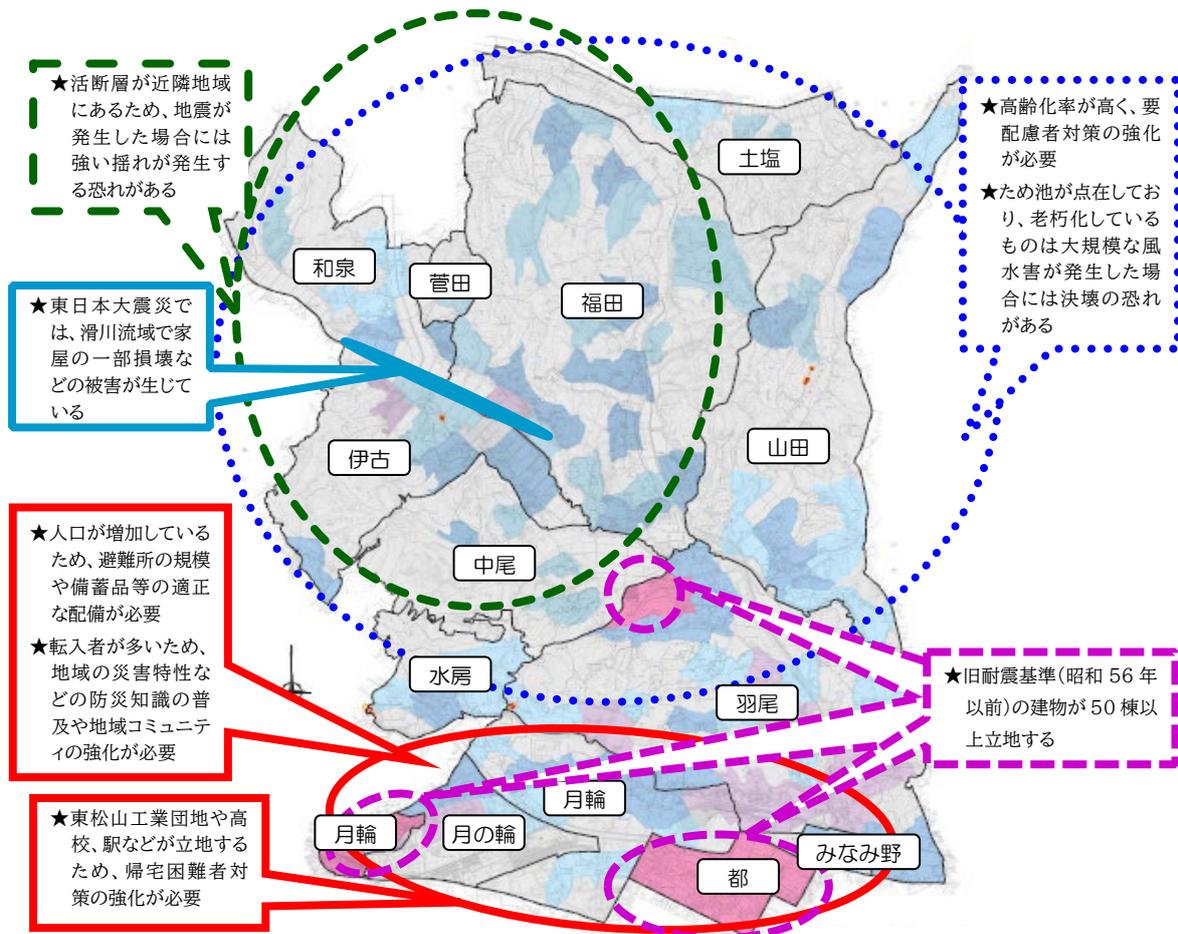


資料:滑川町地域防災計画

被害想定として、液状化については、町内全域が極めて低いランクとなっているが、急傾斜地崩壊危険箇所は、関東平野北西縁断層帯地震において、危険度が高い急傾斜地が1箇所想定されている。

関東平野北西縁断層帯地震において、揺れによる被害が多数発生することが予想され、建物の倒壊も多いことが想定されている。中でも、破壊開始点が南で冬18時に発生した場合は、揺れや火災により全壊は450棟、半壊は790棟余りに被害が生じると考えられる。

また、関東平野北西縁断層帯地震が発生した場合は人的被害が発生すると予測されている。



資料:滑川町地域防災計画

第3章 計画策定の基本的な考え方

3-1 基本方針

国土強靱化は、大規模自然災害等に備えるため、東日本大震災や熊本地震、近年各地で発生する風水害など過去の災害から得られた経験を最大限に活用しつつ、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取組として計画的に実施し、強靱な地域づくりを推進するものである。

本計画では、広域的な防災・救援機能の充実を図り、基本計画及び県計画と調和を保ちつつ、いかなる災害が発生しても、町民の生活を守るとともに、被害の低減やリスクを回避する「災害につよいまちづくり」の実現に向けて、強靱化を推進する。

3-2 基本目標

本町における強靱化を推進する上での基本目標は、基本計画及び県計画との調和を保ちつつ、次のとおり設定した。

- (1) 町民の生命を最大限守ること
- (2) 地域社会の重要な機能を維持し、生活・経済への影響をできる限り軽減すること
- (3) 町民の財産及び公共施設の被害をできる限り軽減すること
- (4) 迅速な復旧・復興を可能とする備えをすること

3-3 事前に備える目標(行動目標)

上記で定めた4つの基本目標を基に、大規模自然災害を想定し、より具体化した事前に備えるべき目標(行動目標)を次のとおり設定する。

- 1 被害の発生抑制により人命を保護する
- 2 救助・救急・医療活動により人命を保護する
- 3 交通ネットワーク、情報通信機能を確保する
- 4 必要不可欠な行政機能を確保する
- 5 生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する
- 6 「稼ぐ力」を確保できる経済活動の機能を維持する
- 7 二次災害を発生させない
- 8 大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする

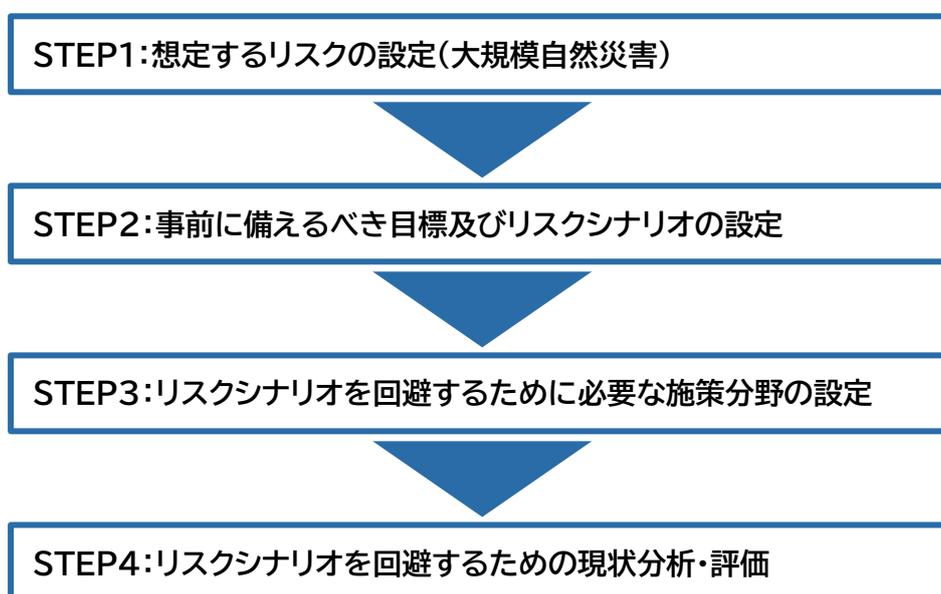
第4章 脆弱性評価

4-1 脆弱性評価の方法

国の基本計画では、基本法第 17 条第 1 項の規定に基づき、大規模自然災害に対する脆弱性の分析・評価の結果を踏まえ、国土強靱化に必要な施策の推進方針が定められている。

脆弱性評価は、地域計画の策定に先立ち、想定する大規模自然災害の発生時に「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」を引き起こさないような対策を講じているか評価するものである。評価に当たっては、はじめに、大規模自然災害の被害シナリオと生じる被害を整理した上で、「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」を設定した。【STEP 1、STEP 2】

次に、設定した最悪の事態の発生回避・被害軽減に資する現在の本町の取組を把握し、事態の発生回避・被害軽減に向けた取組の方向性の評価を行った。【STEP 3、STEP 4】



4-2 「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」の設定

脆弱性評価は、基本法第 17 条第 3 項の規定に基づき、「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」を想定した上で行うものとされている。本計画では、基本計画及び県計画と調和を保つことが必要であることから、両計画で設定されている「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」を踏まえ、次頁のとおり 8 つの「事前に備えるべき目標(行動目標)」と 31 の「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」を設定した。

滑川町の「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」

■・・・事前に備えるべき目標 / □・・・リスクシナリオ

1 被害の発生抑制により人命を保護する	
1-1	火災により、多数の死者・負傷者が発生する事態
1-2	建築物の倒壊により、多数の死者・負傷者等が発生する事態
1-3	異常気象(大雨による浸水・暴風・竜巻等)等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
1-4	大規模な土砂災害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
1-5	災害対応の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態
2 救助・救急・医療活動により人命を保護する	
2-1	救助・捜索活動が大量に発生し、遅延する事態
2-2	医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態
2-3	ライフラインの長期停止等により、地域の衛生状態が悪化する事態
3 交通ネットワーク、情報通信機能を確保する	
3-1	沿線建築物の倒壊等や浸水により、道路・線路が閉塞する事態
3-2	旅客の輸送が長期間停止する事態
3-3	物資の輸送が長期間停止する事態
3-4	孤立集落が発生する事態
3-5	情報通信が輻輳 ^{※2} (ふくそう)・途絶する事態
3-6	情報の正確性の低下等により、誤った情報が拡散する事態
3-7	帰宅困難者が発生する事態
4 必要不可欠な行政機能を確保する	
4-1	町の行政機能が低下する中で応急対応行政需要が大量に発生する事態
5 生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する	
5-1	食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態
5-2	電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態
5-3	取水停止等により、給水停止が長期化する事態
5-4	汚水処理の長期間停止等により、汚水が滞留する事態
5-5	地域活動の担い手不足等により、避難所等の生活環境が悪化する事態
6 「稼ぐ力」を確保できる経済活動の機能を維持する	
6-1	農業・産業の生産力が大幅に低下する事態
6-2	金融機能の大幅低下等により、経済活動が停滞する事態
7 二次災害を発生させない	
7-1	消火力低下等により、大規模延焼が発生する事態
7-2	洪水抑制機能が大幅に低下する事態
7-3	危険物・有害物質等が流出する事態
8 大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする	
8-1	大量に発生する災害廃棄物・産業廃棄物等の処理が停滞する事態
8-2	町内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
8-3	耕作放棄地等の荒廃地が大幅に増加する事態
8-4	広域かつ長期的な浸水被害が発生する事態
8-5	労働力の減少等により、復旧工事が大幅に遅れる事態

※2 輻輳(ふくそう):いろいろなものが同じ箇所に集中して混雑する状況のこと

4-3 「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」別の脆弱性評価

31の「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」ごとに、本町が取り組んでいる現行の施策の取組状況や課題について、以下のとおり分析・評価を行った。

(1) 評価の方法

設定した31の「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」ごとに、過去の災害の記録等を基に、その事態の具体状況の例、その事態を引き起こす要因、その事態の後に起こり得る事態、また、その事態の発生回避・被害軽減に資する現在の取組のうち町の取組を中心に抽出し、その取組内容を整理した。

これらを踏まえ、31の「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」について、発生回避・被害軽減に向けた取組の方向性を評価した。

(2) 評価の結果

8つの「事前に備えるべき目標」に対する31の「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」ごとに脆弱性評価を行った結果は、次のとおりである。

事前に備えるべき 目標1	被害の発生抑制により人命を保護する
-----------------	-------------------

リスクシナリオ 1-1	火災により、多数の死者・負傷者が発生する事態		
施策分野	行政機能/福祉/地域づくり・リスクコミュニケーション	担当課	総務政策課/福祉課/高齢介護課

【現状分析及び問題整理(脆弱性評価)】

◆消防力等の発揮による被害の発生抑制・軽減

比企広域消防本部は、火災に対する消防施設、車両及び資機材を整備しており、また、その他消防力の整備指針に基づく体制を目標とし、消防施設や車両及び資機材の整備を実施している。本町は、町民の生命や財産を守るための迅速かつ円滑な消防・救急活動ができるよう、比企広域消防本部と連携し、各種資器材や特殊車両等を適正に整備・管理をする必要がある。

◆消防団員の効果的な確保対策

現状では、消防団員は定員を満たしているが、将来的には人口減少とともに団員の高齢化や減少が考えられる。出初式や消防特別点検などの消防団事業を実施し、団活動の高揚を図るとともに、比企広域の自治体などによる街頭での啓発事業の実施などが必要である。

◆自主防災活動の活性化

本町が主催する防災訓練においては、自主防災会に対して防災訓練へ参加を促し、県の防災ヘリ

コプターによる被害確認訓練等の実施や、消防職員などによる応急救護訓練や初期消火訓練を実施している。しかしながら、各地区における自主防災に対する意識に差があるため、地域における防災訓練の実施頻度が異なっている。

大規模災害発生時には、各地区で町民の活動が効果的に行われるべく、自主防災会の育成や地域防災力の向上を図る必要がある。

◆避難誘導體制の整備（要支援者）

本町では、避難行動要支援者名簿の作成と年に一度の名簿の更新を実施している。また、避難行動要支援者名簿を自治会長や民生委員等の地域の支援者に提供し、地域における体制整備の支援を行っている。本町の個別計画は、避難行動要支援者名簿を活用した「具体的な避難方法」を含んだ内容に整備する必要がある。

リスクシナリオ 1-2	建築物の倒壊により、多数の死者・負傷者等が発生する事態		
施策分野	行政機能/住宅・都市/保健医療/福祉/教育/老朽化対策	担当課	総務政策課/教育委員会事務局/健康づくり課/福祉課/建設課/町民保険課/高齢介護課

【現状分析及び問題整理(脆弱性評価)】

◆普及啓発

広報紙やホームページ等を活用してハザードマップや防災関連の情報を掲載し、防災意識の啓発を実施している。一方で、防災意識向上のための町民向けの防災講演会等の啓発の実施には至っておらず、今後の検討課題となっている。

◆住宅・建築物の耐震化の推進

「建築物耐震改修促進計画」を作成し、耐震化率の目標を設定しており、目標達成に向けた耐震化の普及啓発が必要である。

庁舎は、耐震補強・大規模改修工事を行ったが、窓ガラスへの飛散防止フィルムの貼付や什器の転倒防止等については、対策が必要であり、また、書庫や車庫についても耐震補強工事が必要である。

学校施設については、耐震化が完了しており、学校教職員や教育委員会事務局職員が定期的に施設の安全性を確認し、必要に応じた修繕・改修などを行っているが、非構造部材（体育館照明器具等）については耐震補強を行う必要がある。

幼稚園舎では強化ガラスへの取替や外壁補修工事を実施し、耐震対策を講じている。更なる対策としては、設備の老朽化などに伴う改修やバリアフリー化の必要がある。また、私立保育園などの民間の社会福祉施設に対しても、耐震化の普及啓発が必要である。

通学路を中心とした危険なブロック塀等については、毎年、学校教職員や教育委員会事務局職員、各校保護者、地域の方々と共同し、点検を行うことで、危険箇所等の把握に努めている。その中で、危険箇所を発見した場合には関係各課と連携を図り、その都度改善を図るようにしている。

その他の教育関連施設では、総合体育館の耐震化が必要である。

保健センターの耐震性については問題なく、老朽化による故障や破損等の場合には、適宜修繕等を行っている。ただし、非構造部材落下防止対策については課題があり、有事に建物の倒壊、破損等が発生してしまう恐れがある。

コミュニティセンターとシルバー人材センター事務所（旧診療所）は、旧耐震基準で建築されており、耐震化及び非構造部材等落下防止対策を始めとした大規模改修など、早急に対策を講じる必要がある。

リスクシナリオ 1-3	異常気象（大雨による浸水・暴風・竜巻等）等により、多数の死者・負傷者が発生する事態		
施策分野	行政機能/保健医療/福祉/町域保全/老朽化対策	担当課	総務政策課/産業振興課/町民保険課

【現状分析及び問題整理(脆弱性評価)】

◆普及啓発

広報紙やホームページ等で洪水ハザードマップを掲載し、啓発活動を実施している。発災時に、町民が的確な行動を取れるよう、平時からの避難行動や避難場所の周知が必要である。

◆総合的な水害対策の推進

耐震調査、豪雨点検については、防災重点ため池に指定された 50 箇所の内、構造上実施が不可能なものを除いてすべて完了している。また、劣化状況評価については、防災重点ため池 50 箇所の内 36 箇所について令和 3 年度内に完了する。令和 4 年度に 11 箇所において調査等の実施を予定している一方、市野川以南の防災重点ため池 3 所については、今後の調査等の実施について検討課題となっている。

県の管理河川における危険箇所については、県と共同巡視を実施している。また、水害発生時は、国（荒川河川事務所や気象庁）や県（東松山県土整備事務所）との連絡体制が構築できており、適切な情報取得が可能となっている。準用河川等については、引き続き巡視を実施し、町民等からの危険報告や要望に応じて対応する体制の整備ができている。

◆要配慮者が迅速かつ安全に避難できる地域づくり

各施設へ災害時のハザードマップなどにより被害想定について周知している。また、関係課局と各施設の連絡体制も構築されている。

要配慮者が迅速かつ安全に避難できるよう要配慮者が利用している施設に対し、「避難確保計画」の作成を実施するよう推進している。

◆避難誘導體制（医療機関・社会福祉施設等）

災害発生時の危険性について、町内の各施設に対し、ハザードマップ等により周知し、各施設に防災行政無線戸別受信機を設置している。しかし、避難方法等のマニュアル、避難誘導體制の確保や各施設との情報共有については、整備が必要である。

リスクシナリオ 1-4	大規模な土砂災害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態		
施策分野	行政機能/福祉/町域保全/地域づくり・リスクコミュニケーション	担当課	総務政策課/建設課/福祉課 /町民保険課/高齢介護課

【現状分析及び問題整理(脆弱性評価)】

◆普及啓発

広報紙やホームページ等で土砂災害ハザードマップを掲載し、啓発活動を実施している。さらなる啓発活動として、地震や土砂災害の危険性を示す土砂災害ハザードマップの更新と町民への危険性の周知が必要である。

◆土砂災害防止施設の整備

土砂災害指定区域内の世帯に対し、防災行政無線の戸別受信機を設置し、災害時の避難情報等を提供している。また、大雨警報発令の際には、町職員や消防団などによる指定区域の巡視を行っている。しかし、私有地のため、町による土砂災害の対策工事を推進できない箇所も多いため、引き続き急傾斜地崩壊危険箇所の周知、危険箇所の把握、巡視体制及び警戒・避難体制の維持に努める必要がある。

◆要配慮者が迅速かつ安全に避難できる地域づくり

福祉部局で要配慮者名簿を作成・更新をし、地域の民生委員や自主防災会と共有して、地域での見守り体制や災害時の支援体制の確認を行っている。

平時から、社会福祉協議会や町内の居宅支援事業所、東松山警察署等と在宅で暮らす高齢者や障害者の情報共有を図っている。しかし、災害時に備えたボランティアネットワークの形成や社会福祉協議会、福祉施設、医療機関等との支援ネットワークの形成、具体的な福祉支援体制の構築は今後必要となっている。

リスクシナリオ 1-5	災害対応の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態		
施策分野	行政機能/教育/地域づくり・リスクコミュニケーション	担当課	総務政策課/税務課/教育委員会事務局

【現状分析及び問題整理(脆弱性評価)】

◆普及啓発・自主防災活動の活性化

毎年9月に広報紙を用いて、町民の防災意識の向上を図るため、最新の避難情報と避難時の行動について、普及啓発を行っている。また、身近な災害リスクや避難場所等の確認、町内小中学校での防災教室の様子を随時掲載し、「自らの安全は自らで守る」という防災意識について、広報紙を通じて普及している。

◆避難所運営等の災害対応業務を遂行できる職員の育成

住家被害認定研修を在籍中の資産税を担当する職員が受講しているが、本町は近年大規模な災害による被害が少なく、また、住家被害認定調査の実務経験が少ないことから、災害時の判定は苦慮する恐れがある。県主催の研修会への職員の参加や新入職員への災害時初動対応の研修を実施している一方で、職員向けの防災研修会は未実施であり、導入の検討が必要である。

◆学校での防災教育・避難訓練の実施

各小中学校において、学期に一度程度、避難訓練を実施している。その際、予備知識として防災に関する講話を行い、安全教育の推進を図っている。今後は、実際に地域と連携した避難訓練の取組が必要である。

幼稚園においても、災害時の避難訓練として保護者への引き渡し訓練を実施している。

校長会を通し、防災週間等の取り組みの推進を呼びかけているが、教職員自身が防災教育に更なる意識を持つための研修などは未実施となっており、関係機関との連携も不十分であることが課題である。

事前に備えるべき 目標2	救助・救急・医療活動により人命を保護する
-----------------	----------------------

リスクシナリオ 2-1	救助・捜索活動が大量に発生し、遅延する事態		
施策分野	行政機能/保健医療/教育/地域づくり・リスクコミュニケーション	担当課	総務政策課/教育委員会事務局

【現状分析及び問題整理(脆弱性評価)】

◆災害応急活動体制

「応援受入計画」については、今後、見直し及び更新の必要がある。

◆災害に強いまちづくり

各地区に自主防災会が組織されており、本町として防災備蓄品等の購入支援を行っている。

自主防災会や消防団を中心に防災関係機関や町民の協力を得て、発災時の初期救助や救急活動を行うことのできる体制を構築する必要がある。

◆学校での防災教育・避難訓練の実施

各小中学校において、避難訓練の際に防災教育の講話を実施し、基礎的な防災に関する知識を児童生徒に伝達している。さらに、災害時において、児童生徒が自ら危険を回避する能力を育成していく必要がある。

リスクシナリオ 2-2	医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態		
施策分野	保健医療/地域づくり・リスクコミュニケーション	担当課	総務政策課/健康づくり課/福祉課/高齢介護課

【現状分析及び問題整理(脆弱性評価)】

◆周辺自治体との広域連携の推進

災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定のほか、近隣9市町村との大規模災害時における相互応援に関する協定の締結が完了している。

◆災害医療体制の確保・充実

災害時の救護所等への医療救護班の派遣について、比企医師会、比企郡市歯科医師会、東松山薬剤師会及び小川薬剤師会と協定書を締結している。一方で、災害派遣医療チーム(DMAT)派遣体制の確認が必要である。また、医療救護班の受入体制等についても地域防災計画への掲載が必要なほか、災害発生時における高齢者や障害者等の要配慮者の状況把握体制も整える必要がある。

リスクシナリオ 2-3	ライフラインの長期停止等により、地域の衛生状態が悪化する事態		
施策分野	保健医療/地域づくり・リスクコミュニケーション	担当課	総務政策課/健康づくり課

【現状分析及び問題整理(脆弱性評価)】

◆避難所での感染症対策

感染症対策として、マスクやアルコール消毒液等の備蓄品や避難者のスペースを確保するための段ボールパーティション等の備蓄は、推進できている。一方で、配慮が必要な方への対応策について検討する必要がある。

新型コロナウイルス等の感染症について、感染拡大を防止するため、本町の状況把握や町民に対する広報、回覧及び防災無線などを活用した周知を行っていく。しかし、災害時における感染予防対策マニュアルの作成が必要であり、災害時初動マニュアルについても見直しが必要となっている。

外国人居住者に対しては、災害時における外国人居住者等の対応マニュアルや外国人居住者向けの多言語での情報提供体制の整備も必要である。

事前に備えるべき 目標3	交通ネットワーク、情報通信機能を確保する
-----------------	----------------------

リスクシナリオ 3-1	沿線建築物の倒壊等や浸水により、道路・線路が閉塞する事態		
施策分野	交通	担当課	総務政策課/建設課

【現状分析及び問題整理(脆弱性評価)】

◆道路災害の未然防止

平時から道路パトロールを実施することにより、事前に危険個所を把握し、危険回避措置を講じている。更なる対応として、防災拠点（避難所等）へのアクセス確保や救助、避難、物資輸送を閉塞させないために、必要に応じて道路等を整備し、ルートの多重化を図る必要がある。

◆緊急輸送道路ネットワークの確保・維持管理等

緊急輸送道路は、「地域防災計画」に記載し、「埼玉県地域防災計画」において指定された国道・県道及び町道について、優先して啓開する道路として位置づけているが、緊急輸送道路の見直しは不十分である。

災害時は、町内業者に災害対応を依頼するための緊急連絡網を完備しているが、事前に道路啓開箇所を抽出することは難しく、その都度対応を検討する必要がある。

老朽化した道路付属施設（カーブミラーや看板等）は、道路パトロール時や通報により把握し、その都度更新している。また、交通規制や標示については、要望等を受理し、警察などの関係機関との調整を図っている。

リスクシナリオ 3-2	旅客の輸送が長期間停止する事態		
施策分野	行政機能/交通	担当課	総務政策課

【現状分析及び問題整理(脆弱性評価)】

◆災害応急活動体制

エリアメール等を活用した町民への情報提供方法は確立しているが、避難誘導標識等の整備が不十分である。また、交通機関等と連絡体制を確認し、利用者への情報提供方法についてする必要がある。

鉄道長期停止時の代替輸送手段の確保方策についても検討課題となっている。

リスクシナリオ 3-3	物資の輸送が長期間停止する事態		
施策分野	行政機能/ライフライン	担当課	総務政策課

【現状分析及び問題整理(脆弱性評価)】

◆自主防災の備えの充実

広報紙を活用した家庭での備蓄の必要性の周知のほか、ホームページでも周知している。現状では、防災に関する啓発事業が全般的に未実施となっており、町民向けの研修会や講演会などの開催が必要だと考えられる。

◆物資の備蓄実施

備蓄品の管理及び更新は行えており、物資不足時の民間事業者との災害支援協定の締結も完了している。今後は、災害時に必要な備蓄品の種類と需要量の適正調査を行う必要がある。

リスクシナリオ 3-4	孤立集落が発生する事態		
施策分野	行政機能/地域づくり・リスクコミュニケーション	担当課	総務政策課

【現状分析及び問題整理(脆弱性評価)】

◆孤立可能性集落の準備

本町において、孤立集落となる可能性のある地域は極めて少ないが、ハザードマップ等による危険個所の把握や各地区の指定緊急避難場所（各地区集会所等）への特設公衆電話の設置、災害発生時に指定緊急避難場所を情報連絡所として職員を派遣し、MCA 無線を用いて災害対策本部と連絡を取る体制の構築はできている。しかし、町内全域が被災した場合の無線等の連絡体制の確保は、今後の検討課題である。

リスクシナリオ 3-5	情報通信が輻輳(ふくそう)・途絶する事態		
施策分野	エネルギー/情報通信	担当課	総務政策課

【現状分析及び問題整理(脆弱性評価)】

◆情報伝達体制の整備

比企広域市町村圏組合や比広域消防本部との情報通信手段として、消防救急デジタル無線施設並びに通信指令施設を計画的に更新整備していく必要がある。

◆エネルギー供給体制の整備

停電発生時に対応できるよう蓄電池、非常用発電機、太陽光発電機を備えている。非常用発電機で使用する燃料については、近隣の業者と災害時の供給協定を締結している。また、電話機については、無停電電源装置を備えているほか、代表電話を停電時でも通話できる電話としている。

リスクシナリオ 3-6	情報の正確性の低下等により、誤った情報が拡散する事態		
施策分野	行政機能/保健医療/情報通信/教育	担当課	総務政策課/税務課/上下水道課/会計課/環境課/教育委員会事務局/健康づくり課/福祉課/建設課/町民保険課/高齢介護課

【現状分析及び問題整理(脆弱性評価)】

◆情報通信体制の強化

統合型GISシステム^{※3}や災害時避難行動要支援者システムを導入し、庁内オンプレミス型^{※4}を構築しているため、情報通信機能が断絶されても、庁内に電力供給がされれば、システムを活用することができる仕組みとしている。また、住民基本台帳システム等、町の基幹系システムは、通信断が発生しても、帳票等を発行できるよう照会発行サーバを常設し災害時に備えている。組織内の連絡を確実に行うことができる体制と運用を整備する必要がある。

災害時を想定した、システムの切り替えなどの訓練が必要であり、訓練の実施が検討課題となっている。また、庁内にストレージサーバ^{※5}やADサーバ^{※6}を配置しているため、バックアップデータ等についても庁舎内での保管のみとなっており、庁舎外でのデータ保管について検討が必要である。

県や気象庁などの関係機関との連絡体制や県の災害オペレーション支援システム等を活用した災害時の情報収集、県との防災無線を活用した連絡体制の構築はできているが、各担当部署が確認や情報提供をしているため、庁内にて災害情報の一元化を図る必要がある。

水道施設においては、予備バッテリーを設置し、配水場の情報確認ができるほか、携帯端末から配水量等の情報を確認できるシステムを導入しているが、正確な情報発信の体制整備が今後の課題となっている。

県（保健所）や町内医療機関等との連絡体制は構築できているが、防災情報の広域連携と効率的な情報共有化及び一元管理に資する体制を構築することが必要である。

町内の保育園・放課後児童クラブは「児童福祉施設等災害時情報共有システム」に登録しており、施設が報告した災害状況を町が確認できるようになっている。しかし、災害関連情報を正確に発信する体制や情報の共有や一元管理をする体制の整備が不十分である。

平時より、警察や東松山県土整備事務所と町の間で情報交換が行われており、災害時にも災害用ホットラインを構築している。今後も確実に情報交換が実施できる体制及び運用を維持することが

必要である。

避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために民生委員、社会福祉協議会、施設の管理者等に対し避難行動要支援者等の居住地と連絡調整を行い、適切な情報提供を行っている。

情報システムに関する「業務継続計画（ICT-BCP）」を策定しており、非常時における情報システムの復旧優先業務等を定めている。また、埼玉県町村会情報システム共同化推進協議会においても、ICT-BCPを策定しており、災害時における県内共同化参加団体の広域連携が図られている。

エリアメールを発信できるよう各通信会社と協定締結し、駅に防災行政無線の戸別受信機を設置している。しかし、町独自のSNSが存在しないため、情報発信手段が限られており、多角的な手段が取れるよう検討をする必要がある。

※3 統合型 GIS システム:各部署が日常業務で利用する地図情報(道路、街区、建物、河川など)を庁内全体で共用できる形で整備し、利用していく庁内横断的な仕組みのこと

※4 オンプレミス型:自社でサーバやソフトウェアなどシステム構築に必要なハードウェアを調達し、自社でシステムを開発・運用する仕組みのこと

※5 ストレージサーバ:ファイルサーバのこと。ネットワーク上でのファイル管理を主な役割とするサーバ(サービスを提供するコンピュータ)のこと

※6 AD サーバ:Active Directory Server。Windows Server の機能の一つで、管理するネットワーク上に存在する様々な資源や利用者の情報や権限などを一元管理することができるもの

リスクシナリオ 3-7	帰宅困難者が発生する事態		
施策分野	行政機能	担当課	総務政策課

【現状分析及び問題整理(脆弱性評価)】

◆帰宅困難者の一時滞在施設の確保と帰宅支援

帰宅困難者の一時滞在施設の確保や代替輸送方法の確保、災害時の町内事業所における一時帰宅抑制の周知などが、今後の課題となっている。

事前に備えるべき 目標4	必要不可欠な行政機能を確保する
-----------------	-----------------

リスクシナリオ 4-1	町の行政機能が低下する中で応急対応行政需要が大量に発生する事態		
施策分野	行政機能/情報通信	担当課	総務政策課

【現状分析及び問題整理(脆弱性評価)】

◆町職員の災害対応力向上・近隣市町村との協力

職員の災害時初動マニュアルの作成と配布は完了しており、近隣自治体への災害復旧のための職員派遣についても体制が確立している。職員の災害時初動マニュアルについては、今後の見直しが必要である。

情報通信については、システムが3層分離しているため対応が異なるが、基幹系システムについては冗長化^{※7}を実施済みである。しかし、LGWAN^{※8}系及びインターネット系については、機器の冗長化は実施しているものの、回線は一つのみとなっているため、回線の冗長化について検討が必要である。

庁舎被災時の災害対策本部の代替活動場所は確保されているが、業務の代替場所は確保できておらず、検討が必要である。

災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定のほか、大規模災害時における相互応援に関する協定を近隣9市町村と締結しており、県外の4町（宮城県松島町、富山県上市町、岐阜県笠松町、千葉県東庄町）と災害相互支援協定を締結している。民間事業者との災害協定等も随時締結はできているが、新たな災害協定締結先の開拓については、今後の検討課題となっている。

※7 冗長化:コンピュータや機器、システムに何らかの障害が発生した際に備えて、予備の設備やサブシステムなどを平常時から運用しておくこと

※8 LGWAN(総合行政ネットワーク):都道府県や市区町村などの地方自治体のコンピュータネットワーク(庁内 LAN)を相互接続し運用されている高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワークのこと

事前に備えるべき 目標5	生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する
-----------------	-------------------------------

リスクシナリオ 5-1	食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態		
施策分野	行政機能/交通/ライフライン	担当課	総務政策課

【現状分析及び問題整理(脆弱性評価)】

◆物資の備蓄実施

「地域防災計画」に食料の備蓄及び輸送等は記載できている。災害時に必要な食料の需要と適正量の見直しは必要である。

リスクシナリオ 5-2	電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態		
施策分野	エネルギー	担当課	総務政策課

【現状分析及び問題整理(脆弱性評価)】

◆エネルギー供給体制の整備

電力事業者や通信事業者、ガス事業者等と災害協定の締結及び埼玉中央農協との燃料の供給に関する協定の締結ができている。

本町では、太陽光発電設備や非常用発電機、蓄電池を導入しているが、系統電源以外の電源確保は今後の課題である。

リスクシナリオ 5-3	取水停止等により、給水停止が長期化する事態		
施策分野	ライフライン/老朽化対策	担当課	上下水道課

【現状分析及び問題整理(脆弱性評価)】

◆上水道の耐震化等

「重要給水施設配水管路耐震化及び老朽管更新計画」を策定し、計画に基づいた更新工事を実施している。配水場の貯水池については、耐震性能の確保もしくは耐震化ができている。町内に布設されている水道管については、地震や豪雨を起因とする土砂崩れ等による破損の恐れがあり、それによる漏水や断水の可能性があることから、耐震化について検討が必要である。

以前使用していた送水管がそのまま布設されている状態であり、また、送水管路の途中には災害時に倒壊の危険性があるサージタンクがあるため、倒壊防止策等の検討が必要である。

トラックの荷台に積載する給水タンク及び町民に配布できる給水バックやペットボトルの水等は

備蓄できている。また、給水車や給水タンクに給水できるよう給水車用給水栓は整備されているが、給水車やトラックの常備については、今後の検討課題である。

リスクシナリオ 5-4	汚水処理の長期間停止等により、汚水が滞留する事態		
施策分野	ライフライン/老朽化対策	担当課	上下水道課

【現状分析及び問題整理(脆弱性評価)】

◆下水道施設の耐震化等

BCP計画^{※9}の策定や監視通報機器の設置はできている。停電時におけるマンホールポンプの動力としての非常用電源の確保が必要である。

老朽化した下水道施設の点検調査、機能診断を行った上での、修繕・改築更新が実施できておらず、検討課題となっている。

農業集落排水施設の修繕・更新が今後の検討課題となっている。

※9 BCP計画(事業継続計画): Business Continuity Plan の略。大災害等の緊急事態に遭遇した場合を想定し、応急業務や優先度の高い業務を特定し、その業務継続のための手続きや指揮命令系統を事前に整理することで、適切に業務が執行できるようにするための計画。

リスクシナリオ 5-5	地域活動の担い手不足等により、避難所等の生活環境が悪化する事態		
施策分野	行政機能/福祉/地域づくり・リスクコミュニケーション	担当課	総務政策課/福祉課/高齢介護課

【現状分析及び問題整理(脆弱性評価)】

◆災害応急活動体制

民生委員や保健師等とチームを編成した要配慮者のニーズを把握した巡回サービスの実施が必要である。また、社会福祉協議会によるボランティア受入体制の整備はできているが、避難所運営訓練の実施や避難所運営マニュアルの整備は必要である。

事前に備えるべき 目標6	「稼ぐ力」を確保できる経済活動の機能を維持する
-----------------	-------------------------

リスクシナリオ 6-1	農業・産業の生産力が大幅に低下する事態		
施策分野	産業/農業	担当課	産業振興課

【現状分析及び問題整理(脆弱性評価)】

◆農地、農業用施設の保全

各農地・水・環境保全会や各水利組合において、適切な維持管理がなされている。

防災重点農業用ため池において、耐震診断、豪雨点検、劣化状況評価を進めているが、市野川以南について農業振興地域エリア外のため、調査が不十分となっている。

◆事業所等での備え

町内の事業者に対し、企業の防災計画等の策定状況の把握や企業への防災体制整備や物資備蓄等の周知啓発を行う必要がある。

リスクシナリオ 6-2	金融機能の大幅低下等により、経済活動が停滞する事態		
施策分野	産業	担当課	産業振興課

【現状分析及び問題整理(脆弱性評価)】

◆経済活動の速やかな回復

商工会等との連絡体制や周知体制の整備は構築されている。町内企業のBCP計画策定状況の把握やBCP計画策定の必要性の周知及び策定支援が、今後の課題となっている。

事前に備えるべき 目標7	二次災害を発生させない
-----------------	-------------

リスクシナリオ 7-1	消火力低下等により、大規模延焼が発生する事態		
施策分野	行政機能/住宅・都市/福祉/地域づくり・リ スクコミュニケーション	担当課	総務政策課/環境課/建設課

【現状分析及び問題整理(脆弱性評価)】

◆防災拠点機能の強化

民生委員や交通安全母の会の会員による高齢者等の見回りを実施しており、要配慮者名簿を自主防災会や民生委員と共有し、見回り体制の強化を図っている。

◆空き家対策

定期的な空き家実態調査を実施しており、収集された情報を基に、所有者及び管理者に対し通知や直接訪問等を行い、適切な維持管理の指導をしている。また、ホームページ等で、適切な管理の周知を行っている。

リスクシナリオ 7-2	洪水抑制機能が大幅に低下する事態		
施策分野	農業/老朽化対策	担当課	産業振興課

【現状分析及び問題整理(脆弱性評価)】

◆農地・農業水利施設等の適切な保全管理

耕作が可能な農地については、各地域で組織された農地・水・環境保全会や水利組合で適切な維持管理がされている。農地中間管理事業を活用した農地の集約による遊休農地の解消や農用地の基盤整備（ほ場整備）については、概ね完了している。

リスクシナリオ 7-3	危険物・有害物質等が流出する事態		
施策分野	環境	担当課	環境課

【現状分析及び問題整理(脆弱性評価)】

◆環境保全の徹底

事業者と公害防止協定を結ぶことで啓発・指導を実施している。今後は、有害物質の感知や災害対応に必要な資機材の整備・確保や、毒劇物販売業及び業務上取扱者の立入監視等により漏洩防止措置等の指導などの検討も必要である。

事前に備えるべき 目標8	大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする
-----------------	-------------------------------

リスクシナリオ 8-1	大量に発生する災害廃棄物・産業廃棄物等の処理が停滞する事態		
施策分野	環境	担当課	環境課

【現状分析及び問題整理(脆弱性評価)】

◆災害廃棄物対策の推進

「滑川町災害廃棄物処理計画」に基づき、廃棄物の収集運搬処理は円滑に実施できる。他の団体との支援協力体制の確保や二次仮置き場までの選定はできているが、災害の規模によっては、仮置き場の不足が考えられる。今後は、人員の確保、必要な資機材等の確保、災害発生時の収集運搬ルート構築が必要である。

◆環境保全

「滑川町災害廃棄物処理計画」に基づき、石綿や石綿含有物の収集・処理方法は定めているが、被災後の処理等による人的被害を防止する上でも建築物の把握が必要である。

リスクシナリオ 8-2	町内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態		
施策分野	交通/教育/土地利用/老朽化対策	担当課	総務政策課/建設課/教育委員会事務局

【現状分析及び問題整理(脆弱性評価)】

◆社会資本の適切な維持管理

道路橋・横断歩道橋・舗装については、それぞれ「滑川町橋梁長寿命化修繕計画」「滑川町横断歩道橋長寿命化修繕計画」「舗装の個別施設計画」を作成し計画を立案しているが、計画通りに補修を進めることが課題である。

◆災害からの復旧・復興の事前準備

総合振興計画の中で、中長期的な展望でまちづくりのランドデザインを作成している。一方で、災害からの復旧・復興の中でのまちづくりの考え方が整理されておらず、今後の課題となっている。

◆文化財の保護対策の推進

東松山市、吉見町、滑川町の輪番制で、3年に1回消防署や地元町民と連携し、町内の指定文化財を保有する神社や寺で文化財防災訓練を実施している。文化財収蔵庫などの保管施設の耐震化や屋根瓦の補修や防火設備等の整備は不十分であり、大規模な地震や火災などの際に収蔵文化財に被害

がでる恐れがある。

リスクシナリオ 8-3	耕作放棄地等の荒廃地が大幅に増加する事態		
施策分野	農業	担当課	産業振興課

【現状分析及び問題整理(脆弱性評価)】

◆平常時からの農業生産の確保

水利施設については、各水利組合で日常点検等の実施ができています。

「自分の農地は自分で守る」を合言葉に、野生鳥獣の捕獲を実施している。捕獲従事者の充実を図るため、農家に対して捕獲養成講習会等への参加を促し、地域全体での鳥獣被害対策に取り組む必要がある。

リスクシナリオ 8-4	広域かつ長期的な浸水被害が発生する事態		
施策分野	町域保全	担当課	総務政策課/建設課

【現状分析及び問題整理(脆弱性評価)】

◆治水施設の整備・減災に向けた取組の強化

大雨警報発令時や台風接近の際には消防団に協力を依頼し、冠水道路での交通誘導や河川等の巡視、土のう設置などの水防活動を実施している。洪水ハザードマップに過去の冠水箇所等を記載し、町民に対する周知・啓発や、警察や消防本部との連絡体制の構築ができています。

町管理河川については改修済みとなっているが、県管理の市野川は「河川整備計画」において、河道改修の必要な箇所があることから、引き続き、県に対して事業の進捗を要望する必要がある。

リスクシナリオ 8-5	労働力の減少等により、復旧工事が大幅に遅れる事態		
施策分野	行政機能	担当課	総務政策課

【現状分析及び問題整理(脆弱性評価)】

◆近隣市町村や関係機関等との連携

災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定のほか、大規模災害時における相互応援に関する協定を近隣9市町村と締結ができています。県外の4町（宮城県松島町、富山県上市町、岐阜県笠松町、千葉県東庄町）と災害相互支援協定を締結しており、災害協定は必要に応じて締結していく。今後は、災害支援の提供ができる企業などについての開拓が検討課題となっている。

第5章 施策分野別の強靱化に向けた方針

5-1 直近の災害の際に生じた主な課題

(1)東日本大震災

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、日本観測史上最大のマグニチュード 9.0 を記録した。東北地方を中心とする津波の被害で 1 万 5 千人を超える死者が発生したほか、多くの負傷者や行方不明者、建物被害、火災、原子力発電所の損傷等の甚大な被害が生じた。被災者においては長期化する避難生活による二次的被害の発生、自治体においては復旧・復興事業における人材不足などの多くの課題が生じ、事前防災の必要性が明らかになった。

(2)熊本地震

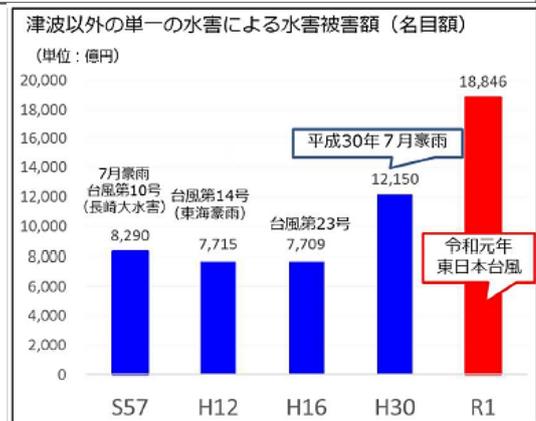
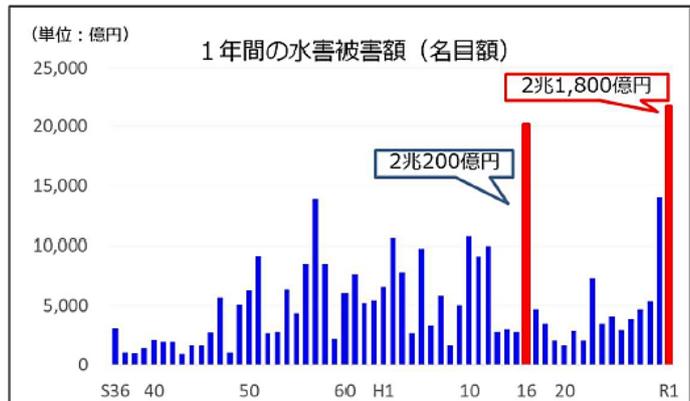
平成 28 年 4 月 14 日に熊本県熊本地方の深さ約 10km でマグニチュード 6.5 の地震が発生し、上益城郡益城町で最大震度 7 を記録し、熊本県を中心に甚大な被害が生じた。この地震では、建物の倒壊等により、多数の死傷者が発生した。大規模な盛土造成地における地すべり、宅地擁壁の崩壊、陥没、液状化被害により、家屋被害だけでなく避難路の閉塞など、救助や復旧活動時の避難経路の確保や緊急車両の通行に支障が出るなどの課題が生じた。また、道路の寸断や受入人員の不足等による救援物資の滞留や情報伝達の不十分による避難所運営の混乱が生じた。自治体においては、事前防災や被災時の体制整備の必要性が明らかになった。

(3)令和元年台風15号及び令和元年東日本台風(台風19号)

国土交通省の発表によると、令和元年における津波以外の年間水害被害額は、統計開始以来最大となり、埼玉県においても統計開始以来最大の被害額を記録した。

令和元年 9 月 9 日に関東地方に上陸した台風 15 号は、暴風により千葉県を中心に甚大な被害をもたらした。道路の寸断や通信設備の損傷により被害状況が把握できずに支援が遅れたほか、電気設備の損傷等により停電と断水が長期化し、その対策が課題となった。

同年 10 月 12 日に接近・上陸した令和元年東日本台風（台風 19 号）では、関東や甲信、東北地方を中心に記録的な大雨となり、多くの河川が氾濫して甚大な被害をもたらした。首都圏を中心に大勢の人が避難する事態となったことから、治水対策のほかに住民への避難情報の周知、避難行動や避難所運営の在り方等が課題となった。激甚化する水害へのハード面及びソフト面における一層の対策強化が重要である。



資料：国土交通省 報道発表資料

5-2 施策の設定

本計画では、リスクシナリオに掲げた推進方針を本町の取組として、施策分野ごとにまとめるため、基本計画、県計画と整合する以下の14の個別施策分野と2つの横断的分野を設定する。

なお、施策分野は、リスクシナリオへの対策が施策の分類ごとに適切に講じられているかを確認するものであり、また、強靱化に関する施策・事業の担当部局を明確化するために用いるものである。

個別施策分野	1	行政機能
	2	住宅・都市
	3	保健医療
	4	福祉
	5	エネルギー
	6	情報通信
	7	産業
	8	交通
	9	農業
	10	町域保全
	11	ライフライン
	12	教育
	13	土地利用
	14	環境
横断的分野	15	地域づくり・リスクコミュニケーション
	16	老朽化対策

5-3 施策分野と「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」との関係

施策分野と脆弱性評価で設定した「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の関係は、次頁に示すとおりである。

■施策分野と「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」との関係

事前に備えるべき目標		リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	個別施策分野													横断的分野			
			1 行政機能	2 住宅・都市	3 保健医療	4 福祉	5 エネルギー	6 情報通信	7 産業	8 交通	9 農業	10 町域保全	11 ライフライン	12 教育	13 土地利用	14 環境	15 地域づくり・シミュレーション	16 老朽化対策	
1	被害の発生抑制により人命を保護する	1-1 火災により、多数の死者・負傷者が発生する事態	●			●											●		
		1-2 建築物の倒壊により、多数の死者・負傷者等が発生する事態	●	●	●	●							●						●
		1-3 異常気象(大雨による浸水・暴風・竜巻等)により、多数の死者・負傷者が発生する事態	●		●	●						●							●
		1-4 大規模な土砂災害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態	●			●						●							●
		1-5 災害対応の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態	●											●					●
2	救助・救急・医療活動により人命を保護する	2-1 救助・捜索活動が大量に発生し、遅延する事態	●		●								●					●	
		2-2 医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態			●														●
		2-3 ライフラインの長期停止等により、地域の衛生状態が悪化する事態			●														●
3	交通ネットワーク、情報通信機能を確保する	3-1 沿線建築物の倒壊等や浸水により、道路・線路が閉塞する事態								●									
		3-2 旅客の輸送が長期間停止する事態	●							●									
		3-3 物資の輸送が長期間停止する事態	●										●						
		3-4 孤立集落が発生する事態	●																●
		3-5 情報通信が輻輳・途絶する事態					●	●											
		3-6 情報の正確性の低下等により、誤った情報が拡散する事態	●		●			●						●					
		3-7 帰宅困難者が発生する事態	●																
4	必要不可欠な行政機能を確保する	4-1 町の行政機能が低下する中で応急対応行政需要が大量に発生する事態	●					●											
5	生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する	5-1 食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態	●							●			●						
		5-2 電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態					●												
		5-3 取水停止等により、給水停止が長期化する事態											●						●
		5-4 汚水処理の長期間停止等により、汚水が滞留する事態											●						●
		5-5 地域活動の担い手不足等により、避難所等の生活環境が悪化する事態	●			●													●
6	「稼ぐ力」を確保できる経済活動の機能を維持する	6-1 農業・産業の生産力が大幅に低下する事態							●		●								
		6-2 金融機能の大幅低下等により、経済活動が停滞する事態								●									
7	二次災害を発生させない	7-1 消火力低下等により、大規模延焼が発生する事態	●	●		●												●	
		7-2 洪水抑制機能が大幅に低下する事態										●							●
		7-3 危険物・有害物質等が流出する事態															●		
8	大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする	8-1 大量に発生する災害廃棄物・産業廃棄物等の処理が停滞する事態															●		
		8-2 町内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態									●			●	●				●
		8-3 耕作放棄地等の荒地が大幅に増加する事態											●						
		8-4 広域かつ長期的な浸水被害が発生する事態											●						
		8-5 労働力の減少等により、復旧工事が大幅に遅れる事態	●																

5-4 施策分野別の推進方針

脆弱性の評価を踏まえて、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するため、前述にて設定した施策分野ごとに推進方針を次のとおり整理する。

施策分野	1 行政機能
-------------	---------------

【推進方針】

◆消防力等の発揮による被害の発生抑制・軽減 【リスクシナリオ：1-1】

比企広域消防本部は、火災に対する消防施設、車両及び資機材を整備しており、また、その他消防力の整備指針に基づく体制を目標とし、消防施設や車両及び資機材の整備を実施している。本町は、町民の生命や財産を守るための迅速かつ円滑な消防・救急活動ができるよう、比企広域消防本部と連携し、比企広域消防本部の消防車両及び機材等を計画的に更新整備していく。

◆消防団員の効果的な確保対策 【リスクシナリオ：1-1】

現状では、消防団員は定員を満たしているが、人口減少とともに団員の高齢化や減少が考えられる。そのため、比企広域の自治体などによる街頭での啓発事業の実施などにより、若い世代の参画を促進し、後進の育成に努める。また、消防団員確保・育成支援や装備の充実を図っていく。

◆自主防災活動の活性化 【リスクシナリオ：1-1、1-5】

各地区における自主防災会へ防災事業の実施に対する補助金を交付し、自主防災会での地域ごとの特性に準じた訓練実施を促進していく。また、自主防災会向けの研修会等の開催及び参加を促し、大規模災害発生時に、町民の活動が各地区で効果的に行われるよう、自主防災会の育成を図り、地域防災力の向上につなげていくよう努める。

町民に対しては、ハザードマップやタイムライン^{※10}の作成などにより、災害リスクの周知を図っていく。また、広報紙を用いて、最新の避難情報と避難時の行動や身近な災害リスクや避難場所等の確認、町内小中学校での防災教室の様子を随時掲載し、「自らの安全は自らで守る」という防災意識の普及に努めていく。

◆普及啓発 【リスクシナリオ：1-2、1-3、1-4、1-5】

防災意識向上のため、町民向けの防災講演会等の実施を検討していく。また、地域の安全マップ等の作成や継続的な救助・初期消火等の訓練実施に対する支援等を行うことにより、地域の共助による災害対応力の向上を図っていく。

本町としては、地震・土砂災害の危険性を示す土砂災害ハザードマップの更新を適宜行い、町民へ危険性の周知を図っていく。さらには、町の広報紙を用いて、「自らの安全は自らで守る」という防災意識の向上に努めていく。

※10 タイムライン：マイ・タイムラインのこと。いざというときにあわてることのないよう、避難に備えた行動を一人ひとりがあらかじめ決めておくものいろいろなもの

◆要配慮者が迅速かつ安全に避難できる地域づくり 【リスクシナリオ：1-3、1-4】

災害時に要配慮者が迅速かつ安全に避難できるよう、要配慮者が利用している施設に対し、避難確保計画の作成を推進している。本町の避難訓練実施と併せて、町民全体の避難訓練実施に向けた内容の精査と各施設の避難確保計画等に基づいた訓練の実施に向け、検討する。

本町は、地域の民生委員や自主防災会と要配慮者名簿などの情報共有体制を維持し、地域と協働して要配慮者の支援に努めていく。また、社会福祉協議会と連携して、災害時に備えたボランティアネットワークの形成等に努め、災害時に対応できる体制整備を促進するとともに、専門分野における行政とボランティアの連携体制の確立を進める。さらに、社会福祉協議会、福祉施設、医療機関等と連携した支援ネットワークや、具体的な福祉支援体制の構築について検討を行うなど、今後も要配慮者の安全確保を第一とする対策を積極的に推進していく。

◆土砂災害防止施設の整備 【リスクシナリオ：1-4】

土砂災害ハザードマップ等を活用した指定区域の周知・啓発活動の継続実施を検討していく。また、消防団や自治会の協力を得ながら、巡視体制の維持強化を推進していく。

急傾斜地崩壊危険箇所の周知や危険箇所の把握、巡視体制及び警戒・避難体制の維持を図り、開発行為に適さない区域（災害レッドゾーンや浸水ハザードエリア等）での開発行為を禁止・厳格化し、安心安全なまちづくりを推進していく。

◆避難所運営等の災害対応業務を遂行できる職員の育成 【リスクシナリオ：1-5】

災害時における被害認定を円滑に進めるため、職員が災害に係る住家の被害認定研修等を受講し、被害認定を行える人材の確保に努める。また、被災時に被災宅地危険度判定士の不足が予測される場合には、県等へ災害時における被災宅地危険度判定士の派遣を要請する体制の構築を進める。

災害時における円滑な防災活動を実施するため、職員向けの防災教育により、災害時の適正な判断力を養い、災害対策本部や避難所等が被災時に機能するよう防災対応力の向上を図る。職員向けの防災研修会の実施については、検討する。また、各種計画やマニュアルの見直しを検討していく。職員については、県等で実施されている研修会等へ派遣し、災害に備えたスキルアップを目指していく。

◆学校での防災教育・避難訓練の実施 【リスクシナリオ：1-5】

各小中学校においては、学期に一度程度、避難訓練を継続して実施していく。今後は、家庭や地域と連携した避難訓練や防災教育の取組を継続的に進めるとともに、自主的な取組の拡大に努めることで、子どもを通じて、その親世代の防災意識の向上も目指す。また、地震や火災等を想定した避難訓練を各学校の年間指導計画に位置づけ、児童生徒の防災意識を高め、自ら危険を回避する能力の育成を図る。

幼稚園においては、災害時の避難訓練として保護者への引き渡し訓練を継続して実施し、園児が分かりやすく避難行動が取れるように、学校安全計画に基づき、職員で指導方法を確認し、具体的な指示のもと防災避難訓練を実施できるよう努めていく。

校長会を通し、防災週間等の取り組みの推進を今後も呼びかけ、教職員の危機管理能力の向上に

つながる研修などの実施を検討していく。また、関係機関との連携についても十分に図れるよう検討を進める。

◆災害に強いまちづくり 【リスクシナリオ：2-1】

消防団や自主防災会を中心に、防災関係機関や町民の協力を得て、発災初期の救助や救急活動を行うことのできる体制の構築を図る。また、自主防災会や消防団の育成強化及び活動支援も検討する。

◆災害応急活動体制 【リスクシナリオ：3-2、5-5】

エリアメール等を活用し、町民や観光客など町内にいる方へ情報提供できる体制の維持を図っていく。また、交通機関等と連絡体制を確認し、利用者への情報提供や広報紙掲載への協力を推進していく。

民生委員や保健師等とチームを編成し、要配慮者のニーズを把握した巡回サービスが実施できるよう検討していく。

避難所における生活が長期化する場合は、自主防災会等を中心とした避難所運営委員会を設置し、自主的な避難所運営ができるよう、マニュアルの整備や避難所開設・運営訓練の実施を検討する。

◆自主防災の備えの充実 【リスクシナリオ：3-3】

防災に関する啓発事業として、町民向けの研修会や講演会などの開催を検討していく。

各家庭での最低3日間分（推奨1週間分）の食料・飲料水及び生活必需品の備蓄の必要性について啓発し、家庭での備蓄率向上を図っていく。

◆物資の備蓄実施 【リスクシナリオ：3-3】

災害時に必要な備蓄品の種類と需要量の適正調査を行い、適正量の非常用食料や生活必需品などの確保に努める。備蓄品や資器材、燃料等が不足するなどの場合に備えて、各種事業者、民間団体との災害時応援協定の締結・維持に努める。

◆孤立可能性集落の準備 【リスクシナリオ：3-4】

町内全域が被災した場合の無線等の連絡体制の確保について、検討していく。また、適切な避難行動について、広報紙やホームページへの掲載等を通じ、町民へ周知・啓発を行っていく。

災害発生時において、孤立集落となる可能性のある集落と連絡を取り、孤立発生の有無及び被害状況の把握を行い、自主防災会に協力を要請し、集落内の状況を把握できる体制の構築を進める。

◆情報通信体制の強化 【リスクシナリオ：3-6】

消防救急デジタル無線施設並びに通信指令施設を計画的に更新整備していく。また、消防本部に必要な施設の運用及び保守を推進していく。

関係機関からの災害情報及び組織内の連絡を確実に行うことができる体制・運用を整備する。また、情報収集方法について、正確な情報を管理できるようなシステム構築の検討を図る。

バックアップデータ等について、庁舎外でのデータ保管やクラウド化^{※11}について検討していく。災害関連情報を迅速かつ正確に収集するため、防災担当と連携し、防災情報の広域連携と効率的な情報共有化及び一元管理の体制を構築するとともに、正確な情報発信体制の整備に努める。

国・県等の関係機関との連携を定期的に確認し、電話、FAX及びメールのほか、より強固な連絡手段や今後想定される時代に即した通信手段の導入の検討を図っていく。

会計システムが停止した際、業務に支障のないよう金融機関、他市町村との体制整備や、システムの早期復旧のため最低限の独自電源の確保を検討する。また、物資の調達等の災害時の資金について検討をしていく。

災害時には、東松山県土整備事務所と確実に連絡を行うことができる体制及び運用を検討していく。

町独自のSNSが存在しないため、情報発信手段が限られており、多角的な手段が取れるよう検討をする。

※11 クラウド化:自社サーバなどを設置して利用していた既存の情報システムを、外部の事業者のクラウドサービスを利用する方式に移行すること

◆帰宅困難者の一時滞在施設の確保と帰宅支援 【リスクシナリオ：3-7】

帰宅困難者の一時滞在施設の確保や代替輸送方法の確保、災害時の町内事業所における一時帰宅抑制の周知などについて検討していく。また、帰宅困難者を一時的に滞在させるための施設の確保も検討する。

◆町職員の災害対応力向上・近隣市町村との協力 【リスクシナリオ：4-1】

職員災害時初動マニュアルについて、見直しを検討していく。また、災害対応マニュアルを活用し、町職員の非常時参集体制を整備する。災害時における適正な判断力を養い、円滑な防災活動を実施するため、町職員に対し防災教育を行い、防災対応能力の向上を図る。

被災時に庁舎が使用できなくなった場合の代替場所をあらかじめ検討し、災害対応及び業務継続性の確保を図る。情報通信については、情報通信回線の冗長化を検討する。

「応援受入計画」に基づき、国や県、他市区町村等からの支援を迅速かつ的確に受けられるようにする。災害時における避難場所の確保や円滑な復旧のため、民間機関と災害時応援協定の締結を進める等、民間との一層の連携強化を図る。

◆物資の備蓄実施 【リスクシナリオ：5-1】

災害時に必要な食料の需要と適正量の見直しを検討する。被災町民に提供する食料や飲料水、生活必需品等の事前備蓄について、計画的な補充・管理を進めていく。

◆防災拠点機能の強化 【リスクシナリオ：7-1】

平時から社会福祉協議会や民生委員と連携を図り、高齢者や要配慮者等の見守り体制の強化を図る。

◆近隣市町村や関係機関等との連携 【リスクシナリオ：8-5】

「応援受入計画」に基づき、国や県、他市区町村等からの支援を迅速かつ的確に受けられるよう検討する。被災時には、円滑に相互応援協定の支援が得られるよう、県と連携し、広域応援にあたっての受入体制を整備していく。

施策分野	2 住宅・都市
------	---------

【推進方針】

◆住宅・建築物の耐震化の推進 【リスクシナリオ：1-2】

「建築物耐震改修促進計画」に基づき、住宅及び建築物の耐震化の促進に努める。旧耐震基準の既存耐震不適格の住宅及び多数の者が利用する建築物については、耐震化の重要性・必要性の周知・啓発活動とともに、耐震化の促進を図るため、必要に応じて耐震改修補助等を検討する。

「公共施設等総合管理計画」及び「個別施設計画」に基づき、着実かつ確実な施設改修・更新等を行い、施設の安全性を確保し、適切な維持管理を行っていく。

令和3年から令和7年の間を目指し、「農業集落排水維持管理適正化計画」の策定を進めていく。

庁舎について、耐震補強・大規模改修工事を行ったが、窓ガラスへの飛散防止フィルムの貼付や什器の転倒防止等については、今後対策を検討する。耐震補強工事を行っていない施設への対策を推進する。

コミュニティセンターとシルバー人材センター事務所（旧診療所）は、旧耐震基準で建築されており、耐震化及び非構造部材等落下防止対策を始めとした大規模改修など、早急に対策を講じる検討をする。

松寿荘については、今後の活用方針が未定であり、施設の在り方についての検討をしていく。

◆空き家対策 【リスクシナリオ：7-1】

現状は継続して、空き家の所有者及び管理者に対して適切な維持管理を求めるとともに、総合窓口の設置を検討し、関係各課と連携した空き家の対応に努める。

施策分野	3 保健医療
------	--------

【推進方針】

◆住宅・建築物の耐震化の推進 【リスクシナリオ：1-2】

福祉施設等の指導監査を実施し、施設内部に設置している吊り天井や照明、内外壁等の非構造部材等について、危険性の確認を行い、耐震対策を推進していく。

保健センターの耐震化や老朽化対策を推進し、計画的な修繕等を検討する。

◆避難誘導體制（医療機関・社会福祉施設等） 【リスクシナリオ：1-3】

社会福祉協議会や町内の福祉施設との連携を強化し、在宅で暮らす高齢者や障がい者への支援体制の充実を図る。施設側と町側で調整を行い、災害時における避難誘導體制の確保を検討する。また、避難方法等のマニュアル整備についても検討する。

◆災害応急活動体制 【リスクシナリオ：2-1】

「応援受入計画」に基づき、国や県、他市区町村等からの支援を迅速かつ的確に受けられるように検討する。社会福祉協議会や協定締結自治体などの関係機関と連携し、救助・救急活動等の実践的な訓練を実施することにより、災害対応力の向上を図る。

◆周辺自治体との広域連携の推進 【リスクシナリオ：2-2】

災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定のほか、大規模災害時における相互応援に関する協定を近隣9市町村と締結しており、関係の維持を図っていく。

◆災害医療体制の確保・充実 【リスクシナリオ：2-2】

災害派遣医療チーム（DMAT）派遣体制について、確認をしていく。また、比企医師会と緊密に連携し、災害時における初期医療体制及び後方医療体制の整備等を推進する。さらに、地域医療の確保・強化に努め、医師会を中心とした医療機関との連携を図る。医療救護班の受入体制等について、「地域防災計画」への掲載を検討し、災害発生時における高齢者や障がい者等の要配慮者の状況把握体制整備も検討する。

◆避難所での感染症対策 【リスクシナリオ：2-3】

感染症対策として、マスクやアルコール消毒液などの備蓄品や避難者のスペースを確保するための段ボールパーティション等の備蓄は、引き続き推進していく。また、避難所における衛生環境を保持するため、衛生用品や簡易トイレ等の資器材を整備する。

新型コロナウイルス等の感染症について、感染拡大を防止するため、本町の状況把握や町民に対する広報、回覧及び防災無線などを活用した周知を継続して行っていく。また、災害時における感染予防対策マニュアルの作成を検討し、災害時初動マニュアルについては見直しの検討をする。

外国人居住者に対しては、災害時における外国人居住者等の対応マニュアルや外国人居住者向けの多言語での情報提供体制の整備を検討していく。

◆情報通信体制の強化 【リスクシナリオ：3-6】

県（保健所）との連絡体制の構築、町内医療機関等との連絡体制を維持していく。災害関連情報を迅速かつ正確に収集するため、防災情報の広域連携と効率的な情報共有化及び一元管理に資する体制の構築を検討する。

関係団体との連絡体制を維持強化し、迅速かつ正確な情報発信に努める。また、収集した情報については、全庁で共有できるよう、関係各課と連携し情報管理に努める。

町内の保育園・放課後児童クラブは「児童福祉施設等災害時情報共有システム」に登録しており、

施設が報告した災害状況を町が確認できるようになっているため、維持していく。

施策分野	4 福祉
-------------	-------------

【推進方針】

◆避難誘導體制の整備（要支援者） 【リスクシナリオ：1-1】

避難行動要支援者名簿を提供し、地域における支援体制の整備支援は維持しつつ、避難行動要支援者の具体的な避難方法の検討を含めた個別計画の作成を推進する。災害時の避難誘導を効果的に実施するため、避難行動要支援者名簿に基づく町の個別計画の見直しを検討する。

◆住宅・建築物の耐震化の推進 【リスクシナリオ：1-2】

私立保育園などの民間の社会福祉施設については、県の耐震改修等への補助制度の周知を図るなど、更なる耐震化や老朽化対策を推進する。

◆要配慮者が迅速かつ安全に避難できる地域づくり 【リスクシナリオ：1-3、1-4】

災害時に要配慮者が、迅速かつ安全に避難できるよう、要配慮者が利用している施設に対し、「避難確保計画」の作成を実施するよう推進している。本町の避難訓練実施と併せて、町民全体の避難訓練実施に向けた内容の精査と各施設の避難確保計画等に基づいた訓練の実施に向け、検討する。

本町は、地域の民生委員や自主防災会と要配慮者名簿などの情報共有体制を維持し、地域と協働して要配慮者の支援に努めていく。また、社会福祉協議会と連携して、災害時に備えたボランティアネットワークの形成等に努め、災害時に対応できる体制整備を促進するとともに、専門分野における行政とボランティアの連携体制の確立を進める。さらに、社会福祉協議会、福祉施設、医療機関等と連携した支援ネットワークや、具体的な福祉支援体制の構築について検討を行うなど、今後も要配慮者の安全確保を第一とする対策を積極的に推進していく。

◆災害応急活動体制 【リスクシナリオ：5-5】

民生委員や保健師等とチームを編成し、要配慮者のニーズを把握した巡回サービスが実施できるよう検討していく。

避難所における生活が長期化する場合は、自主防災会等を中心とした避難所運営委員会を設置し、自主的な避難所運営ができるよう、マニュアルの整備や避難所開設・運営訓練の実施を検討する。

◆防災拠点機能の強化 【リスクシナリオ：7-1】

平時から社会福祉協議会や民生委員と連携を図り、高齢者や要配慮者等の見守り体制の強化を図る。

施策分野

5 エネルギー

【推進方針】

◆エネルギー供給体制の整備 【リスクシナリオ：3-5、5-2】

電力供給が途絶した場合に備えて、業務継続に必要な電力が確保できるよう、非常用設備の適切な管理を行っていく。電力や情報通信、ガス等の長期供給停止を回避するため、平時から電力事業者や通信事業者、ガス事業等と災害協定を締結するなど連携を図り、防災・減災対策や災害発生時の早期復旧に向けた体制を構築していく。また、災害対策本部が設置される庁舎及び防災倉庫には、備蓄が可能なLPガスを使用する発電設備の導入など代替燃料又は電源の確保を検討する。さらに、電力会社との予備線、予備電源の契約を検討していく。

施策分野

6 情報通信

【推進方針】

◆情報伝達体制の整備 【リスクシナリオ：3-5】

比広域消防本部との情報通信手段として、消防救急デジタル無線施設並びに通信指令施設を計画的に更新・整備していく。

◆情報通信体制の強化 【リスクシナリオ：3-6】

消防救急デジタル無線施設並びに通信指令施設を計画的に更新整備していく。また、消防本部に必要な施設の運用及び保守を推進していく。

関係機関からの災害情報及び組織内の連絡を確実に行うことができる体制・運用を整備する。また、情報収集方法について、正確な情報を管理できるようなシステム構築の検討を図る。

バックアップデータ等について、庁舎外でのデータ保管やクラウド化について検討していく。

災害関連情報を迅速かつ正確に収集するため、防災担当と連携し、防災情報の広域連携と効率的な情報共有化及び一元管理の体制を構築するとともに、正確な情報発信体制の整備に努める。

国・県等の関係機関との連携を定期的に確認し、電話、FAX及びメールのほか、より強固な連絡手段や今後想定される時代に即した通信手段の導入の検討を図っていく。

会計システムが停止した際、業務に支障のないよう金融機関、他市町村との体制整備や、システムの早期復旧のため最低限の独自電源の確保を検討する。また、物資調達等の災害時における資金について検討をしていく。

災害時には、東松山県土整備事務所と確実に連絡を行うことができる体制及び運用を検討していく。

町独自のSNSが存在しないため、情報発信手段が限られており、多角的な手段が取れるよう検討をする。

◆町職員の災害対応力向上・近隣市町村との協力 【リスクシナリオ：4-1】

L GWAN系及びインターネット系については、機器の冗長化は実施しているものの、回線は一つのみとなっており、冗長化の実施を検討していく。

施策分野

7 産業

【推進方針】

◆事業所等での備え 【リスクシナリオ：6-1】

町内の事業者に対し、県や商工会等と連携し、企業の防災計画等の策定状況の把握に努める。また、企業等の自発的な備蓄促進に向け、県や商工会等と連携して防災について啓発に努める。さらに、商工会や消防署等と連携し、防災訓練などの推進に努める。

◆経済活動の速やかな回復 【リスクシナリオ：6-2】

町内企業のBCP計画策定状況の把握や町内企業へのBCP計画策定の必要性の周知及び策定支援を検討していく。町内中小企業におけるBCP計画の策定について、県や商工会等と連携し、普及・支援の検討をする。

施策分野

8 交通

【推進方針】

◆道路災害の未然防止 【リスクシナリオ：3-1】

防災拠点（避難所等）へのアクセス確保や救助、避難、物資輸送を閉塞させないために、必要に応じ道路等を整備し、ルート多重化を図る。また、橋梁長寿命化、舗装修繕などの維持管理を行い、幹線道路網の安全確保に努める。

◆緊急輸送道路ネットワークの確保・維持管理等 【リスクシナリオ：3-1】

緊急輸送道路の指定について、道路管理者等の関係機関と調整しながら、適宜見直しを図る。町道の緊急輸送道路は常に適切な維持管理を行っていく。

老朽化した道路付属施設（カーブミラーや看板等）は、継続して道路パトロール時や通報により把握し、その都度更新を行っていく。交通規制・標示等については、引き続き要望等を受理し、警察などの関係機関との調整を図っていく。

既存の交通安全施設等の適切な維持管理に努めるとともに、災害時の警察との連絡体制を維持し、災害時の交通誘導體制の確保に努める。

◆災害応急活動体制 【リスクシナリオ：3-2】

鉄道の機能停止を前提として、鉄道長期停止時の代替輸送手段の確保方策について検討していく。

◆物資の備蓄実施 【リスクシナリオ：5-1】

災害時に必要な食料の需要と適正量の見直しを検討する。被災町民に提供する食料や飲料水、生活必需品等の事前備蓄について、計画的な補充・管理を進めていく。

◆社会資本の適切な維持管理 【リスクシナリオ：8-2】

道路の浸水や陥没、交通渋滞等による逃げ遅れや救助、救援物資の遅れを防ぐため、道路及び側溝の適正な維持管理と計画的な整備に取り組むとともに、浸水が想定される箇所における道路の冠水対策を進めていく。町が管理する河川・水路については、適切な維持管理や改修・整備を実施し、浸水被害の軽減を図る。町管理水路の流末にあたる県管理河川の市野川や滑川について、流下能力を向上させるための河道掘削等を県へ強く要望していく。

施策分野

9 農業

【推進方針】

◆農地、農業用施設の保全 【リスクシナリオ：6-1】

農地の持つ保水力や土砂流出の防止効果など多様な機能が発揮できるよう、平時から適切な維持管理に努め、災害時の農業被害の軽減を図る。

農業に係る生産基盤については、災害時等においてもその機能を維持・継続するため、改修・整備を推進する。

防災重点農業用ため池で各調査等実施し、今後は調査結果を踏まえ設計・工事を実施していく。

◆農地・農業水利施設等の適切な保全管理 【リスクシナリオ：7-2】

耕作が可能な農地については、各地域で組織された農地・水・環境保全会や水利組合で適切な維持管理を継続していく。農地中間管理事業を引き続き活用し、農地を集約、遊休農地の解消や既存農地の維持管理に努める。

多面的機能支払交付金を活用し、引き続き地域で共同して農地や水路、農道を保全する活動を支援していく。用水路や排水路、パイプライン等の農業用かんがい施設の適切な維持管理と計画的な施設の修繕・更新を図る。

◆平常時からの農業生産の確保 【リスクシナリオ：8-3】

各水利組合からの要望により土地改良施設維持管理適正化事業を実施していく。また、各水利組合と連携し、引き続き日常点検の実施に努める。

水利施設については、各水利組合で日常点検等の実施ができています。

「自分の農地は自分で守る」を合言葉に、鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、野生鳥獣の捕

獲を継続して行っていく。荒廃農地を発生させない取組として、新規作物を導入する農家への支援を行っていく。鳥獣害対策後継者の育成や地域での被害防止活動へ支援を行うことにより、鳥獣害被害対策を進める。

施策分野	10 町域保全
------	---------

【推進方針】

◆総合的な水害対策の推進 【リスクシナリオ：1-3】

農業用ため池の一斉点検の結果を踏まえ、大きな被害が生じる可能性のある農業用ため池については、耐震調査や設計、改修工事を実施していく。

県の支援を受けて、緊急連絡体制の整備、ため池データベースの充実、ため池防災支援システムの活用等の検討を進める。

市野川以南の防災重点ため池3箇所については、地元住民と協議し安全確保のため、埋設処理等を検討していく。

県の管理河川については、危険箇所を中心に県と共同巡視を引き続き実施していく。また、水害発生時の国（荒川河川事務所や気象庁）や県（東松山県土整備事務所）との連絡体制を今後も維持し、適切な情報取得や水害リスクの周知などを実施していく。準用河川等については、引き続き巡視を実施し、町民等からの危険情報報告を基に、必要に応じて対策を講じるよう検討を図る。

◆土砂災害防止施設の整備 【リスクシナリオ：1-4】

土砂災害ハザードマップ等を活用した土砂災害警戒指定区域の周知・啓発活動の継続実施を検討していく。また、消防団や自治会の協力を得ながら、巡視体制の維持強化を推進していく。

急傾斜地崩壊危険箇所の周知や危険箇所の把握、巡視体制及び警戒・避難体制の強化を図り、開発行為に適さない区域（災害レッドゾーンや浸水ハザードエリア等）での開発行為を禁止・厳格化し、安心安全なまちづくりを推進していく。

◆治水施設の整備・減災に向けた取組の強化 【リスクシナリオ：8-4】

消防団や消防本部、警察等関係機関と協力し水防体制を維持していく。

県管理の市野川は「河川整備計画」において、河道改修の必要な箇所が示されていることから、引き続き、県に対して事業の推進を要望していく。

施策分野**11 ライフライン****【推進方針】****◆自主防災の備えの充実 【リスクシナリオ：3-3】**

防災に関する啓発事業として、町民向けの研修会や講演会などの開催を検討していく。

各家庭での最低3日間分（推奨1週間分）の食料・飲料水及び生活必需品の備蓄の必要性について啓発し、家庭での備蓄率向上を図っていく。

◆物資の備蓄実施 【リスクシナリオ：5-1】

災害時に必要な食料の需要と適正量の見直しを検討する。被災町民に提供する食料や飲料水、生活必需品等の事前備蓄について、計画的な補充・管理を進めていく。

◆上水道の耐震化等 【リスクシナリオ：5-3】

災害時に、安全な水が早期に供給できるよう、「水道ビジョン」及び「重要給水施設配水管路耐震化及び老朽管更新計画」に基づく、水道施設の適正な維持管理と老朽化した施設の計画的な更新を実施し、水道施設の耐震化を図っていく。

配水場の貯水池及びサージタンクについては注視しつつ、修繕や撤去方法を今後検討していく。

また、給水バックやペットボトルの水等の備蓄品や既に整備している給水車用給水栓等の維持管理に努める。

◆下水道施設の耐震化等 【リスクシナリオ：5-4】

下水道BCP計画の拡充及び、非常用電源等を確保するため、機材等の購入を検討する。

老朽化した下水道施設の点検調査、機能診断を行い、修繕・改築更新を実施する。

農業集落排水施設や機器等の劣化度に注視し、修繕・更新を計画する。

施策分野**12 教育****【推進方針】****◆住宅・建築物の耐震化の推進 【リスクシナリオ：1-2】**

学校施設の適切な維持管理や修繕を実施するとともに老朽対策を推進する。また、「公共施設等総合管理計画」及び「個別施設計画」に基づき、着実かつ確実な施設改修・更新等を行い、施設の安全性を確保していく。非構造部材（体育館照明器具等）については、危険性の確認を行った上で、耐震補強を検討する。総合体育館の耐震化についても検討していく。

幼稚園舎の強化ガラスへの取替や外壁補修工事は実施し、耐震対策を講じている。既存施設を維持管理しつつ、幼児教育のニーズに適応した園舎整備や大規模改修等の施設整備の検討をしていく。

通学路を中心とした危険なブロック塀等については、引き続き、各小中学校教職員並びに教育委

員会事務局職員、各校保護者、地域の方々と共同し、点検を行うことで、危険箇所等の把握に努めていく。その中で、危険箇所が発見された場合には関係各課と連携をとり、その都度、撤去等の改善策を講じていく。

◆学校での防災教育・避難訓練の実施 【リスクシナリオ：1-5、2-1】

各小中学校においては、学期に一度程度、避難訓練を継続して実施していく。今後は、家庭や地域と連携した避難訓練や防災教育の取組を継続的に進めるとともに、自主的な取組の拡大に努めることで、子どもを通じて、その親世代の防災意識の向上も目指す。また、地震や火災等を想定した避難訓練を各学校の年間指導計画に位置づけ、児童生徒の防災意識を高め、自ら危険を回避する能力の育成を図る。

幼稚園においては、災害時の避難訓練として保護者への引き渡し訓練を継続して実施し、園児が分かりやすく避難行動が取れるように、学校安全計画に基づき、職員で指導方法を確認し、具体的な指示のもと防災避難訓練を実施できるよう努めていく。

校長会を通し、防災週間等の取り組みの推進を今後も呼びかけ、教職員の危機管理能力の向上につながる研修などの実施を検討していく。また、関係機関との連携についても十分に図れるよう検討を進める。

◆情報通信体制の強化 【リスクシナリオ：3-6】

保護者や教職員の情報提供ツールとしてのメール等のガイドラインの定期的な見直しを行う。メール配信システムへの登録を促し、保護者や学校等への連絡を確実にすることができる体制・運用を整備していく。

◆文化財の保護対策の推進 【リスクシナリオ：8-2】

東松山市、吉見町、滑川町の輪番制で、3年に1回、消防署や地元住民と連携し、町内の指定文化財を保有する神社や寺で文化財防災訓練を継続して実施していく。文化財収蔵庫などの文化財保管施設の耐震化や防災設備として消火設備の設置などを検討する。

県の文書館からの依頼により10年に1度の間隔で行う、指定外の個人所有の古文書等の所在確認について、行方不明を回避するための確認方法や仕組みを検討していく。

文化財的価値が高いものや今後の重要度が上がると見込まれるものについて、随時情報収集を行うよう検討する。

施策分野

13 土地利用

【推進方針】

◆災害からの復旧・復興の事前準備 【リスクシナリオ：8-2】

総合振興計画の中で、中長期的な展望でまちづくりのランドデザインを作成している。

平時から災害が発生した際のことを想定し、どのような被害が発生しても対応できるよう、また

早期に的確な復興まちづくりに着手できるよう、復興に資するソフト的対策の事前準備を検討する。

施策分野	14 環境
-------------	--------------

【推進方針】

◆環境保全の徹底 【リスクシナリオ：7-3】

有害物質が流出した際に、拡散防止の措置等が迅速かつ的確に行うことができるよう体制の整備を行う。有害物質の感知や災害対応に必要な資機材の整備・確保に努める。毒劇物販売業及び業務上取扱者の立入監視等により漏洩防止措置等の指導に努める。

◆環境保全 【リスクシナリオ：8-1】

石綿を使用した建築物の把握に努める。また、被害を抑制するため、アスベスト対策を促進する。

◆災害廃棄物対策の推進 【リスクシナリオ：8-1】

災害廃棄物仮置場の整備を推進し、災害時における即応性と対応力を高める。二次仮置き場が不足した場合に、三次仮置き場を検討し、選定に努める。

災害発生時に廃棄物処理に必要な車両や重機などの資機材の確保方法を検討し、その確保に努める。防護服や安全靴、ゴーグル、防塵マスクなどの確保についても検討する。また、災害発生時の収集運搬ルートについて、検討を図る。

「滑川町災害廃棄物処理計画」については、関係課などと協議し、必要に応じて計画の見直しを検討する。

施策分野	15 地域づくり・リスクコミュニケーション
-------------	------------------------------

【推進方針】

◆自主防災活動の活性化 【リスクシナリオ：1-1、1-5】

各地区における自主防災会へ防災事業の実施に対する補助金を交付し、自主防災会での地域ごとの特性に準じた訓練実施を促進していく。また、自主防災会向けの研修会等の開催及び参加を促し、大規模災害発生時に、町民の活動が各地区で効果的に行われるよう、自主防災会の育成を図り、地域防災力の向上につなげていくよう努める。

町民に対しては、ハザードマップやタイムラインの作成などにより、災害リスクの周知を図っていく。また、広報紙を用いて、最新の避難情報と避難時の行動や身近な災害リスクや避難場所等の確認、町内小中学校での防災教室の様子を随時掲載し、「自らの安全は自らで守る」という防災意識の向上に努めていく。

◆要配慮者が迅速かつ安全に避難できる地域づくり 【リスクシナリオ：1-4】

本町は、地域の民生委員や自主防災会と要配慮者名簿などの情報共有体制を維持し、地域と協働して要配慮者の支援に努めていく。また、社会福祉協議会と連携して、災害時に備えたボランティアネットワークの形成等に努め、災害時に対応できる体制整備を促進するとともに、専門分野における行政とボランティアの連携体制の確立を進める。さらに、社会福祉協議会、福祉施設、医療機関等と連携した支援ネットワークや、具体的な福祉支援体制の構築について検討を行うなど、今後も要配慮者の安全確保を第一とする対策を積極的に推進していく。

◆災害に強いまちづくり 【リスクシナリオ：2-1】

消防団や自主防災会を中心に、防災関係機関や町民の協力を得て、発災初期の救助や救急活動を行うことのできる体制の構築を図る。また、自主防災会や消防団の育成強化及び活動支援も検討する。

◆災害応急活動体制 【リスクシナリオ：2-1】

「応援受入計画」に基づき、国や県、他市区町村等からの支援を迅速かつ的確に受けられるように検討する。社会福祉協議会や協定締結自治体などの関係機関と連携し、救助・救急活動等の実践的な訓練を実施することにより、災害対応力の向上を図る。

◆周辺自治体との広域連携の推進 【リスクシナリオ：2-2】

災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定のほか、大規模災害時における相互応援に関する協定を近隣9市町村と締結しており、関係の維持を図っていく。

◆避難所での感染症対策 【リスクシナリオ：2-3】

感染症対策として、マスクやアルコール消毒液などの備蓄品や避難者のスペースを確保するための段ボールパーティション等の備蓄は、引き続き推進していく。また、避難所における衛生環境を保持するため、衛生用品や簡易トイレ等の資器材を整備する。

新型コロナウイルス等の感染症について、感染拡大を防止するため、本町の状況把握や町民に対する広報、回覧及び防災無線などを活用した周知を継続して行っていく。また、災害時における感染予防対策マニュアルの作成を検討し、災害時初動マニュアルについては見直しの検討をしていく。

外国人居住者に対しては、災害時における外国人居住者等の対応マニュアルや外国人居住者向けの多言語での情報提供体制の整備を検討していく。

◆孤立可能性集落の準備 【リスクシナリオ：3-4】

町内全域が被災した場合の無線等の連絡体制の確保について、検討していく。また、適切な避難行動について、広報紙やホームページへの掲載等を通じ、町民へ周知・啓発を行っていく。

災害発生時において、孤立集落となる可能性のある集落と連絡を取り、孤立発生の有無及び被害状況の把握を行い、行政区長及び自主防災会に協力を要請し、集落内の状況を把握できる体制の構築を進める。

◆災害応急活動体制 【リスクシナリオ：5-5】

エリアメール等を活用し、町民や観光客など町内にいる方へ情報提供できる体制の維持を図っていく。また、交通機関等と連絡体制を確認し、利用者への情報提供や広報紙掲載への協力を推進していく。

民生委員や保健師等とチームを編成し、要配慮者のニーズを把握した巡回サービスが実施できるよう検討していく。

避難所における生活が長期化する場合は、自主防災会等を中心とした避難所運営委員会を設置し、自主的な避難所運営ができるよう、マニュアルの整備や避難所開設・運営訓練の実施を検討する。

◆防災拠点機能の強化 【リスクシナリオ：7-1】

平時から社会福祉協議会や民生委員と連携を図り、高齢者や要配慮者等の見守り体制の強化を図る。

施策分野

16 老朽化対策

【推進方針】

◆住宅・建築物の耐震化の推進 【リスクシナリオ：1-2】

建築物耐震改修促進計画に基づき、住宅及び建築物の耐震化の促進に努める。旧耐震基準の既存耐震不適格の住宅及び多数の者が利用する建築物については、耐震化の重要性・必要性の周知・啓発活動とともに、耐震化の促進を図るため、必要に応じて耐震改修補助等を検討する。

「公共施設等総合管理計画」及び「個別施設計画」に基づき、着実かつ確実な施設改修・更新等を行い、施設の安全性を確保し、適切な維持管理を行っていく。

令和3年から令和7年の間を目指し、「農業集落排水維持管理適正化計画」の策定を進めていく。

庁舎について、耐震補強・大規模改修工事を行ったが、窓ガラスへの飛散防止フィルムの貼付や什器の転倒防止等については、今後対策を検討する。耐震補強工事を行っていない施設への対策を推進する。

コミュニティセンターとシルバー人材センター事務所（旧診療所）は、旧耐震基準で建築されており、耐震化及び非構造部材等落下防止対策を始めとした大規模改修など、早急に対策を講じる検討をする。

松寿荘については、今後の活用方針が未定であり、施設の在り方についての検討をしていく。

福祉施設等の指導監査を実施し、施設内部に設置している吊り天井や照明、内外壁等の非構造部材等について、危険性の確認を行い、耐震対策を推進していく。

保健センターの耐震化や老朽化対策を推進し、計画的な修繕等を検討する。

私立保育園などの民間の社会福祉施設については、県の耐震改修等への補助制度の周知を図るなど、更なる耐震化や老朽化対策を推進する。

学校施設の適切な維持管理や修繕を実施するとともに老朽対策を推進する。また、「公共施設等総合管理計画」及び「個別施設計画」に基づき、着実かつ確実な施設改修・更新等を行い、施設の安全

性を確保していく。非構造部材（体育館照明器具等）については、危険性の確認を行った上で、耐震補強を検討する。総合体育館の耐震化についても検討していく。

幼稚園舎の強化ガラスへの取替や外壁補修工事は実施し、耐震対策を講じている。既存施設を維持管理しつつ、幼児教育のニーズに適応した園舎整備や大規模改修等の施設整備の検討をしていく。

通学路を中心とした危険なブロック塀等については、引き続き、各小中学校教職員並びに教育委員会事務局職員、各校保護者、地域の方々と共同し、点検を行うことで、危険箇所等の把握に努めていく。その中で、危険箇所が発見された場合には関係各課と連携を図り、その都度、撤去等の改善策を講じていく。

◆総合的な水害対策の推進 【リスクシナリオ：1-3】

農業用ため池の一斉点検の結果を踏まえ、大きな被害が生じる可能性のある農業用ため池については、耐震調査や設計、改修工事を実施していく。

県の支援を受けて、緊急連絡体制の整備、ため池データベースの充実、ため池防災支援システムの活用等の検討を進める。

市野川以南の防災重点ため池3箇所については、地元住民と協議し安全確保のため、埋設処理等を検討していく。

県の管理河川については、危険箇所を中心に県と共同巡視を引き続き実施していく。また、水害発生時の国（荒川河川事務所や気象庁）や県（東松山県土整備事務所）との連絡体制を今後も維持し、適切な情報取得や水害リスクの周知などを実施していく。準用河川等については、引き続き巡視を実施し、町民等からの危険情報報告を基に、必要に応じて対策を講じるよう検討を図る。

◆上水道の耐震化等 【リスクシナリオ：5-3】

災害時に、安全な水が早期に供給できるよう、「水道ビジョン」及び「重要給水施設配水管路耐震化及び老朽管更新計画」に基づく、水道施設の適正な維持管理と老朽化した施設の計画的な更新を実施し、水道施設の耐震化を図っていく。

配水場の貯水池及びサージタンクについては注視しつつ、修繕や撤去方法を今後検討していく。

また、給水バックやペットボトルの水等の備蓄品や既に整備している給水車用給水栓等の維持管理に努める。

◆下水道施設の耐震化等 【リスクシナリオ：5-4】

下水道BCP計画の拡充及び、非常用電源等の確保ため、機材等の購入を検討する。

老朽化した下水道施設の点検調査、機能診断を行い、修繕・改築更新を実施する。

農業集落排水施設や機器等の劣化度に注視し、修繕・更新を計画する。

◆農地・農業水利施設等の適切な保全管理 【リスクシナリオ：7-2】

耕作が可能な農地については、各地域で組織された農地・水・環境保全会や水利組合で適切な維持管理を継続していく。農地中間管理事業を引き続き活用し、農地を集約、遊休農地の解消や既存農地の維持管理に努める。

多面的機能支払交付金を活用し、引き続き地域で共同して農地や水路、農道を保全する活動を支援していく。用水路や排水路、パイプライン等の農業用かんがい施設の適切な維持管理と計画的な施設の修繕・更新を図る。

◆文化財の保護対策の推進 【リスクシナリオ：8-2】

文化財収蔵庫などの文化財保管施設の耐震化や消火設備の設置などの防災設備の検討をする。

県の文書館からの依頼により10年に1度の間隔で行う、指定外の個人所有の古文書等の所在確認について、行方不明を回避するため所有者の代替わり等の確認方法や仕組みを検討していく。

5-5 施策の重点化

限られた資源、財源の中で本町の強靱化を効果的に進めるため、人命保護を最優先とするとともに、影響の大きさ、緊急度等の視点から、第4章に示した31の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」のうち、次の16の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を重点化項目とする。

重点的に推進する取組に係る「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」

■・・・事前に備えるべき目標 / □・・・リスクシナリオ

1 被害の発生抑制により人命を保護する	
1-1	火災により、多数の死者・負傷者が発生する事態
1-2	建築物の倒壊により、多数の死者・負傷者等が発生する事態
1-5	災害対応の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態
2 救助・救急・医療活動により人命を保護する	
2-2	医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態
3 交通ネットワーク、情報通信機能を確保する	
3-1	沿線建築物の倒壊等や浸水により、道路・線路が閉塞する事態
3-2	旅客の輸送が長期間停止する事態
3-3	物資の輸送が長期間停止する事態
4 必要不可欠な行政機能を確保する	
4-1	町の行政機能が低下する中で応急対応行政需要が大量に発生する事態
5 生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する	
5-2	電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態
5-3	取水停止等により、給水停止が長期化する事態
5-5	地域活動の担い手不足等により、避難所等の生活環境が悪化する事態
6 「稼ぐ力」を確保できる経済活動の機能を維持する	
6-1	農業・産業の生産力が大幅に低下する事態
7 二次災害を発生させない	
7-1	消火力低下等により、大規模延焼が発生する事態
7-2	洪水抑制機能が大幅に低下する事態
8 大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする	
8-2	町内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
8-4	広域かつ長期的な浸水被害が発生する事態

第6章 地域強靱化の推進に向けて

6-1 推進体制

本計画は、本町各課局間の連携により、国、県、関係自治体、防災関係機関、町民、公益活動団体及び民間企業等の多様な主体と相互に連携を図り、各種情報や取組等を共有しながら、効果的・効率的に推進していくものである。

なお、地域強靱化に向けて、行政だけでなく、住民、地域の団体、事業者等の関係主体による取組を含め、社会を構成する主体がそれぞれの担う役割を理解し、自主的かつ積極的に取り組むことが必要である。

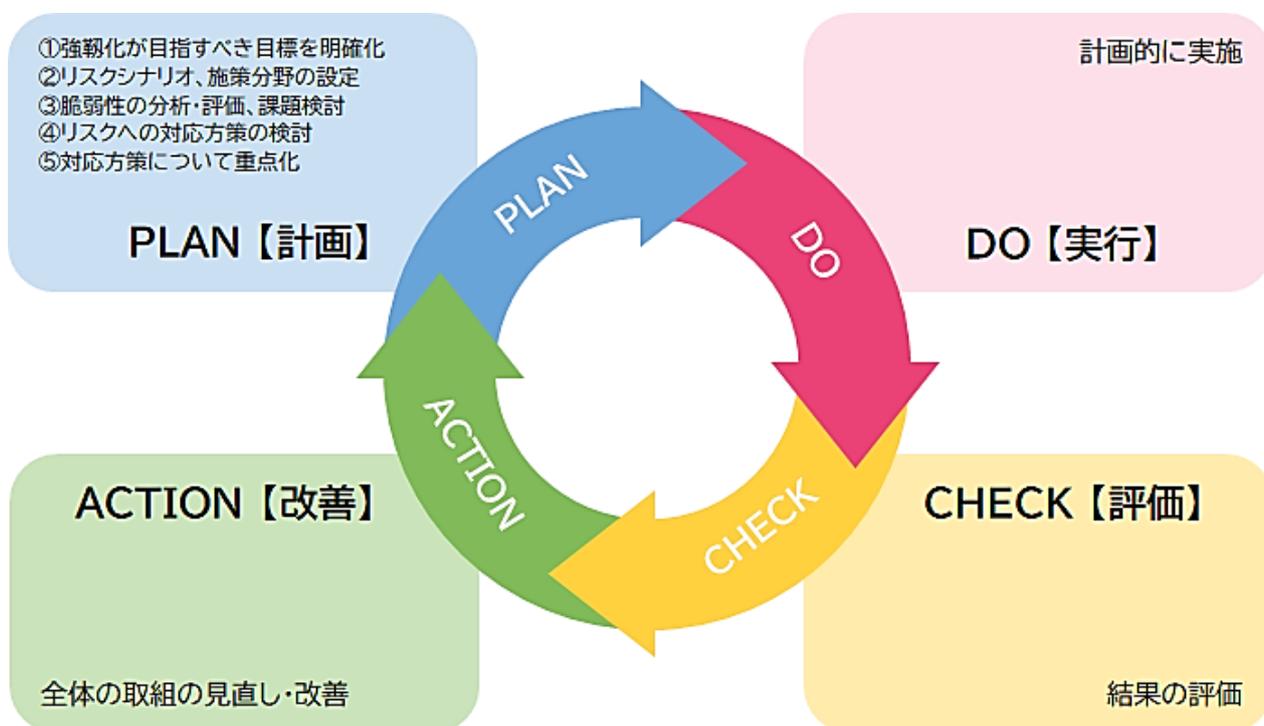
6-2 総合振興計画との連動

本計画は、「滑川町総合振興計画」と並列となる本町の最上位計画の1つとして位置づけられる。そのため、施策・事業の進捗や目標指標の検証にあたっては、総合振興計画と連動して行うこととする。

6-3 進捗状況の把握と計画の見直し

本計画の各種施策については、総合振興計画における施策・事業の進行管理と併せて、以下のとおりPDCAサイクルを実行することで進捗管理を行う。

また、本計画は、今後の社会経済情勢の変化や、国や県などの国土強靱化に関する施策の進捗状況等を考慮しつつ、適宜見直しを検討する。



滑川町国土強靱化地域計画

発行 令和4年3月

編集 滑川町総務政策課

〒355-8585 埼玉県比企郡滑川町大字福田 750-1

電話 0493-56-2211(代表)

FAX 0493-56-2448

<https://www.town.namegawa.saitama.jp/>